



新潟県

# 新潟県報

発行 新潟県

第100号

平成27年12月25日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主　要　目　次

## 規　　則

- 59 知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則(情報政策課)
- 60 新潟県生活保護法施行細則の一部を改正する規則(福祉保健課)
- 61 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(障害福祉課)
- 62 新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則(障害福祉課)
- 63 新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害福祉課)
- 64 新潟県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害福祉課)

## 告　　示

- 1547 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める旨の告示(税務課)
- 1548 指定管理者の指定(原子力安全対策課)
- 1549 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
- 1550 遊漁規則の変更認可(水産課)
- 1551 遊漁規則の変更認可(水産課)
- 1552 遊漁規則の変更認可(水産課)
- 1553 遊漁規則の変更認可(水産課)
- 1554 遊漁規則の変更認可(水産課)
- 1555 遊漁規則の変更認可(水産課)
- 1556 遊漁規則の変更認可(水産課)
- 1557 遊漁規則の変更認可(水産課)
- 1558 遊漁規則の変更認可(水産課)
- 1559 遊漁規則の変更認可(水産課)
- 1560 遊漁規則の変更認可(水産課)
- 1561 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1562 土地改良事業の工事完了届(農地計画課)
- 1563 交換分合計画の認可(農地整備課)
- 1564 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1565 換地処分(農地整備課)
- 1566 道路の区域変更(道路管理課)
- 1567 道路の供用開始(道路管理課)
- 1568 道路の区域変更(道路管理課)
- 1569 道路の区域変更(道路管理課)
- 1570 道路の供用開始(道路管理課)
- 1571 指定管理者の指定(都市整備課)
- 1572 指定管理者の指定(都市整備課)
- 1573 指定管理者の指定(港湾整備課)
- 1574 指定管理者の指定(保健体育課)

## 公　　告

- 決算の公表（財政課）
- 一般競争入札の実施（管財課）
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更（水産課）

#### 病院局管理規程

- 22 新潟県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

#### 企業局管理規程

- 8 新潟県企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

#### 選挙管理委員会規程

- 21 新潟県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

#### 選挙管理委員会告示

- 79 新潟県議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨（選挙管理委員会）
- 80 海区漁業調整委員会委員の解職請求に係る選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）
- 81 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 82 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 83 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 84 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）
- 85 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 86 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）

#### 人事委員会規則

- 2-109 新潟県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

#### 監査委員告示

- 2 新潟県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正（監査委員事務局）

#### 教育委員会規則

- 12 新潟県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）

#### 労働委員会規則

- 1 新潟県労働委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（労働委員会事務局総務課）

#### 新潟海区漁業調整委員会告示

- 1 新潟海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正（新潟海区漁業調整委員会）

#### 佐渡海区漁業調整委員会指示

- 7 かご漁業の制限（佐渡海区漁業調整委員会）

#### 佐渡海区漁業調整委員会告示

- 1 佐渡海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正（佐渡海区漁業調整委員会）

#### 内水面漁場管理委員会告示

- 1 新潟県内水面漁場管理委員会が取り扱う行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規定の一部改正（内水面漁場管理委員会）

#### 内水面漁場管理委員会公告

- 第5種共同漁業権に基づく平成28年増殖計画（内水面漁場管理委員会）

#### 公安委員会規則

- 16 新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（警察本部広報広聴課）

#### 公安委員会告示

- 141 技能検定員審査の実施（運転免許センター）

142 教習指導員審査の実施(運転免許センター)

## 警察本部告示

70 新潟県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正(警察本部広報広聴課)

## 正 誤

平成27年12月15日付け県報第97号告示第1518号中(都市整備課)

## 規 則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 新潟県規則第59号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年新潟県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u> (平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書</p> <p>(3) (略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p>7 知事等は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u> (平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する電子証明書</p> <p>(3) (略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p>7 知事等は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3) (略)</p>

## 附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

新潟県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

新潟県知事 田裕彦

新潟県規則第60号

## 新潟県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

新潟県生活保護法施行細則（昭和53年新潟県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。



(略)

(裏)

## 第4号様式(第3条関係)

(略)

保護申請書

氏名	個人番号
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

(略)

(裏)

## 第4号様式(第3条関係)

(略)

保護申請書

(略)	氏名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

(略)

(裏)

(略)

(略)

(裏)

(略)

附 則  
この規則は、平成28年1月1日から施行する。

著者精神障害者福社に於ける法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

新溫馨知事 皋 田 裕 彥

新潟県規則第61号

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和58年新潟県規則第29号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正部分を改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

第 6 号様式 (第 9 条関係)		第 6 号様式 (第 9 条関係)																																																									
(略)		(略)																																																									
改	正	後	前																																																								
措置入院者家族等構成員届 (略)		措置入院者家族等構成員届 (略)																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>住所</th> <th>(電話)</th> <th>入院病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(略)	住所	(電話)	入院病院名	氏名																								<table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>住所</th> <th>氏名</th> <th>入院病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(略)	住所	氏名	入院病院名																								
(略)	住所	(電話)	入院病院名																																																								
氏名																																																											
(略)	住所	氏名	入院病院名																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>個人番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		生年月日	個人番号															<table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>		生年月日																																							
生年月日	個人番号																																																										
生年月日																																																											

(各)

## 第七号樣式 (第 9 条 關係)

## 措置入院者家族等構成員変更届

(略)

個人番号	-----
職業又は勤務先	-----

(略)

個人番号	-----
生年月日	-----

(略)

## 第21号様式(第26条関係)

## 障害者手帳申請書

(略)

精神障害者本人	住所	〒
個人番号	(電話)	-----

(略)

(略)

注 1・2 (略)

3 年金証書等の写し又は特別障害給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために年金事務所、各共済組合等に対し、

## 措置入院者家族等構成員変更届

(略)

個人番号	-----
職業又は勤務先	-----

(略)

個人番号	-----
生年月日	-----

(略)

## 第21号様式(第26条関係)

## 障害者手帳申請書

(略)

精神障害者本人	住所	〒
個人番号	(電話)	-----

(略)

(略)

注 1・2 (略)

3 年金証書等の写し又は特別障害給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために社会保険事務所、各共済組合等に

年金の障害等級を照会することができます。

4 (略)

第22号様式 (第27条関係)

障害者手帳記載事項変更届

(略)

申請者の住所

申請者の氏名

申請者の個人番号

現行の手帳番号

(略)

住所

個人  
番号

備考

対し、年金の障害等級を照会することができます。

4 (略)

第22号様式 (第27条関係)

障害者手帳記載事項変更届

(略)

申請者の住所

申請者の氏名

申請者の個人番号

現行の手帳番号

(略)

申請者の住所

申請者の氏名

申請者の個人番号

現行の手帳番号

(略)

住所

個人  
番号

備考

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。



新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日 新潟県知事 泉田裕彦

### 新潟県規則第62号

新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則  
新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年新潟県規則第53号)の一部を次のよう に改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正部分に対する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。  
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改	正	後	改	正	前
第4号様式(第4条関係)					
(略)	自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更)		(略)	自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更)	
フリガナ 受診者住所 受診者個人番号	電話番号		フリガナ 受診者住所	電話番号	
(略)	フリガナ 保護者住所 保護者個人番号	電話番号	(略)	フリガナ 保護者住所	電話番号
受診者と同一の保 険に加入する者の 氏名及び個人番号	個人番号		受診者と同一の保 険に加入する者の 氏名及び個人番号	個人番号	
(略)			(略)		
個人番号_市町村民税課税証明書(通知書)	市町村民		市町村民税課税証明書(通知書)	市町村民税非課税証	
(略)			(略)		

税非課税証明書(通知書)	標準負担額認定証	生活保護受給
活保護受給世帯の証明書	その他収入等を証明する書類	世帯の証明書
( )		

明書(通知書)	標準負担額認定証	生活保護受給
世帯の証明書	その他収入等を証明する書類	( )

第6号様式(第5条関係)  
支給認定申請内容変更届出書(精神通院医療)

受診者	住所	
	個人番号	
保護者(受診者が18歳未満の場合に記入してください)	住所	
	個人番号	
(略)		

第6号様式(第5条関係)  
支給認定申請内容変更届出書(精神通院医療)

受診者	住所	
	個人番号	
保護者(受診者が18歳未満の場合に記入してください)	住所	
	個人番号	
(略)		

第7号様式(第6条関係)  
医療受給者証(精神通院医療)再交付申請書

受診者	住所	電話番号	
	個人番号		
(略)			
保護者	住所	電話番号	
	個人番号		
(略)			

第7号様式(第6条関係)  
医療受給者証(精神通院医療)再交付申請書

受診者	住所	
	個人番号	
保護者(受診者が18歳未満の場合に記入してください)	住所	
	個人番号	
(略)		

附 則  
この規則は、平成28年1月1日から施行する。

新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 新潟県規則第63号

新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県児童福祉法施行細則(平成18年新潟県規則第37号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。  
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改	正	後	別記 第1号様式(第2条関係)	別記 第1号様式(第2条関係)	別記 第3号様式(第2条関係)	別記 第3号様式(第2条関係)
本人	(略)	本人	療育給付申請書	療育給付申請書	世帯調書	世帯調書
扶養義務者	(略)	扶養義務者	居住地	居住地	生年月日	生年月日
居住地	個人番号	居住地	個人番号	個人番号	年 月 日	年 月 日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日

年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日

(略)

第5号様式(第5条関係)

療育券再交付申請書		
(略)		
(略)		
本人	居住地	(略)
	現在地	(略)
扶養義務者	居住地	(略)
	個人番号	(略)
(略)		

第6号様式(第7条、第7条の2関係)  
里親認定(登録)申請書

(略)		
(略)		
(略)		
里親を希望	年齢	個人番号
	(略)	(略)
(略)		

望する者の同居人	(略)
	(略)

第13号様式 (第11条関係)  
(略)

生年月日	個人番号

(略)

第13号様式 (第11条関係)  
助産施設入所申込書  
(略)

生年月日	助産施設入所申込書 (略)

(略)

第13号様式 (第11条関係)  
助産施設入所申込書  
(略)

生年月日	助産施設入所申込書 (略)

(略)

第14号様式 (第11条関係)  
母子生活支援施設入所申込書  
(略)

生年月日	母子生活支援施設入所申込書 (略)

(略)

## 第14号様式の2 (第11条の2関係)

(表)

障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費支給申請書

(略)

氏名	個人番号：
障害児氏名	個人番号：

(略)

(裏)

## 第14号様式の3 (第11条の3関係)

申請内容変更届

(略)

氏名	個人番号：
障害児氏名	個人番号：

(略)

氏名	個人番号：
障害児氏名	個人番号：

1 入所給付決定保護者(入所者)に関する事項 (1) 氏名 (2) 居住地 (3) 個人番号 (4) 連絡先	1 入所給付決定保護者(入所者)に関する事項 (1) 氏名 (2) 居住地 (3) 連絡先
2 給付決定に係る障害児に関する事項 (1) 氏名 (2) 個人番号 (3) 保護者との続柄	2 給付決定に係る障害児に関する事項 (1) 氏名 (2) 保護者との続柄

(略)

## 第14号様式の2 (第11条の2関係)

(表)

障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費支給申請書

(略)

氏名	個人番号：
障害児氏名	個人番号：

(略)

(裏)

## 第14号様式の3 (第11条の3関係)

申請内容変更届

(略)

氏名	個人番号：
障害児氏名	個人番号：

(略)

氏名	個人番号：
障害児氏名	個人番号：

(略)

第14号様式の4 (第11条の4関係)  
入所受給者証再交付申請書

(略)

申請者	(略)	氏名	個人番号 :
(略)			
障害児氏名	個人番号 :		

(略)

## 第14号様式の5 (第11条の5関係)

高額障害児入所給付費支給申請書

(略)

申請者	(略)	氏名	個人番号 :
(略)			
氏名	氏名		
同一の世帯に属する他の入所給付決定保護者及び支給決定障害者等			

(略)

第14号様式の4 (第11条の4関係)  
入所受給者証再交付申請書

(略)

申請者	(略)	氏名	個人番号 :
(略)			
障害児氏名	個人番号 :		

(略)

## 第14号様式の5 (第11条の5関係)

高額障害児入所給付費支給申請書

(略)

申請者	(略)	氏名	個人番号 :
(略)			
氏名	氏名		
同一の世帯に属する他の入所給付決定保護者及び支給決定障害者等			

(略)

## 第19号様式の2 (第13条の2関係)

児童自立生活援助実施申込書

(略)

児童 自立 生活 援助 実施 希望 者	(略)
生年月日 個人番号	年 月 日 ( 嵩 )
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

## 附 則

児童自立生活援助実施申込書

(略)

児童 自立 生活 援助 実施 希望 者	(略)
生年月日 個人番号	年 月 日 ( 嵩 )
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

新潟県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第64号**

新潟県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県身体障害者福祉法施行細則(昭和34年新潟県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(居住地等変更届出書)	(居住地等変更届出書)
<b>第4条</b> 政令第9条第2項及び第4項の規定による居住地等の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。	<b>第4条</b> 政令第9条第2項及び第4項の規定による居住地等の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。
(1) 届出者の氏名、居住地、性別、 <u>生年月日及び個人番号</u> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)(届出者が法第15条第1項に規定する保護者(以下「保護者」という。)である場合にあっては、届出に係る身体障害者の氏名、居住地、性別、 <u>生年月日及び個人番号</u> 並びに届出者の氏名及び続柄)	(1) 届出者の氏名、居住地、性別及び <u>生年月日</u> (届出者が法第15条第1項に規定する保護者(以下「保護者」という。)である場合にあっては、届出に係る身体障害者の氏名、居住地、性別及び <u>生年月日</u> 並びに届出者の氏名及び続柄)
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
(身体障害者手帳の再交付申請等)	(身体障害者手帳の再交付申請等)
<b>第5条</b> 政令第10条第1項に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。	<b>第5条</b> 政令第10条第1項に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。
(1) 申請者の氏名、居住地、性別、 <u>生年月日及び個人番号</u> (申請者が保護者である場合にあっては、申請に係る身体障害者の氏名、居住地、性別、 <u>生年月日及び個人番号</u> 並びに申請者の氏名及び続柄)	(1) 申請者の氏名、居住地、性別及び <u>生年月日</u> (申請者が保護者である場合にあっては、申請に係る身体障害者の氏名、居住地、性別及び <u>生年月日</u> 並びに申請者の氏名及び続柄)
(2) (略)	(2) (略)
2 省令第7条第2項若しくは第8条第2項又は法第16条第1項の規定による身体障害者手帳の返還は、次に掲げる事項を記載した届書に身体障害者手帳を添えて行わなければならない。	2 省令第7条第2項若しくは第8条第2項又は法第16条第1項の規定による身体障害者手帳の返還は、次に掲げる事項を記載した届書に身体障害者手帳を添えて行わなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 返還する身体障害者手帳に係る身体障害者の氏名、 <u>生年月日及び個人番号</u>	(3) 返還する身体障害者手帳に係る身体障害者の氏名及び <u>生年月日</u>

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**告 示**

**◎新潟県告示第1547号**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を次のとおり定めた。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第1条第3項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項及び個人番号利用事務実施者が認める場合（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、以下のとおり定め、平成28年1月1日から適用する。

別表第1欄に掲げる規定の同第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第3欄に掲げるとおりに定めた。

別表

第1欄	第2欄	第3欄
規則第1条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	<p>税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第12条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）</p> <p>本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）</p> <p>戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）</p> <p>個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類</p> <p>官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類</p>
規則第1条第1項第3号ロ	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）	<p>本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）</p> <p>地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）</p> <p>印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）</p>

		地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの(以下「本人交付用税務書類」という。)
規則第1条第3項第5号	過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情(以下「事項等」という。)であって財務大臣等が適当と認める事項等	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項
規則第2条第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「令」という。)第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真的表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	税理士証票 写真付身分証明書等 写真付公的書類 個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類 官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類
規則第3条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(法第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第15条の規定により還付された通知カード(以下「還付された通知カード」という。)又は同省令第32条第1項の規定により還付された個人番号カード(以下「還付された個人番号カード」という。)
規則第3条第2項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし身分証明書等 地方税等の領収証書等 写真なし公的書類 本人交付用税務書類

規則 第3条 第5項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合
規則 第6条 第1項 第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供することを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの（税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。） 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限り、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）
規則 第7条 第1項 第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	税理士証票 写真付身分証明書等 写真付公的書類
規則 第7条 第2項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等」という。） 地方税等の領収証書等（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。）及び社員証等
規則 第9条 第1項 第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし身分証明書等 地方税等の領収証書等 写真なし公的書類 本人交付用税務書類
規則 第9条 第4項	令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合 代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者

		に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
規則第9条第5項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行若しくは発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）
		還付された個人番号カード又は還付された通知カード

## ◎新潟県告示第1548号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
新潟県柏崎原子力広報センター
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称  
柏崎市荒浜一丁目3番32号  
公益財団法人柏崎原子力広報センター
- 3 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定年月日  
平成27年12月17日

## ◎新潟県告示第1549号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新潟市	19者	北区新鼻字古圍内121番ほか516筆 43.7ha
燕市	7者	小牧江端1106番ほか212筆 15.3ha
長岡市	3者	鉢伏町京田168番1ほか17筆 1.5ha
魚沼市	2者	千溝桜田74番1ほか25筆 1.3ha
十日町市	15者	仁田580番ほか167筆 10.5ha
津南町	3者	下船渡甲7974番ほか14筆 1.1ha
上越市	30者	野尻塩辛352番ほか264筆 23.0ha
佐渡市	1者	北片辺2569番ほか4筆 0.9ha
合 計	80者	1,227筆 97.1ha

- 2 認可年月日

平成27年12月24日

## ◎新潟県告示第1550号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所  
荒川漁業協同組合

村上市荒島144番地24

2 漁業権の免許番号

内共第4号

3 変更の内容

変更後		変更前	
(遊漁期間)		(遊漁期間)	
<b>第4条</b> 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間内でならなければならぬい。		<b>第4条</b> 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間内でならなければならぬい。	
魚種	漁業期間	魚種	漁業期間
あ ゆ	(略)	あ ゆ	(略)
い わ な	(略)	い わ な	(略)
や ま め	(略)	や ま め	(略)
こ い	(略)	こ い	(略)
ふ な	(略)	ふ な	(略)
う ぐ い	(略)	う ぐ い	(略)
う な ぎ	(略)	う な ぎ	(略)
もくずがに	(略)	もくずがに	(略)
さくらます	(略)	さくらます	(略)
さくらます 遊漁区域	上流関川村地内の丸山大橋下流端から、下流村上市地内の高速道路橋上流端までの区間。(略)	さくらます 遊漁区域	上流関川村地内の丸山大橋下流端から、下流村上市地内の荒川橋上流端までの区間。(略)

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成28年1月1日

#### ◎新潟県告示第1551号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 漁業権者の名称及び住所

松浜内水面漁業協同組合  
新潟市北区松浜7丁目3641番地

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

(釣堀的漁場)

第13条の「平成27年1月1日から平成27年12月31日まで」を「平成28年1月1日から平成28年12月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成28年1月1日

#### ◎新潟県告示第1552号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 漁業権者の名称及び住所

新潟市大形地区漁業協同組合  
新潟市東区津島屋3丁目48番地

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

(釣堀的漁場)

第13条の「平成27年1月1日から平成27年12月31日まで」を「平成28年1月1日から平成28年12月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成28年1月1日

---

#### ◎新潟県告示第1553号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 漁業権者の名称及び住所

濁川漁業協同組合

新潟市北区名目所3丁目1948

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

(釣堀的漁場)

第13条の「平成27年1月1日から平成27年12月31日まで」を「平成28年1月1日から平成28年12月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成28年1月1日

---

#### ◎新潟県告示第1554号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 漁業権者の名称及び住所

阿賀野川漁業協同組合

東蒲原郡阿賀町石間3881-4

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

(釣堀的漁場)

第13条の「平成27年1月1日から平成27年12月31日まで」を「平成28年1月1日から平成28年12月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成28年1月1日

---

#### ◎新潟県告示第1555号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 漁業権者の名称及び住所

東蒲原郡漁業協同組合

東蒲原郡阿賀町両郷555

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

(釣堀的漁場)

第13条の「平成27年1月1日から平成27年12月31日まで」を「平成28年1月1日から平成28年12月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成28年1月1日

◎新潟県告示第1556号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 漁業権者の名称及び住所

五十嵐川漁業協同組合

三条市高岡651

2 漁業権の免許番号

内共第12号

3 変更の内容

変更後		変更前	
(遊漁期間)		(遊漁期間)	
<b>第4条</b> 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。		<b>第4条</b> 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でならなければならない。	
魚種	期間	魚種	期間
あ ゆ	<u>6月16日から11月30日までの期間</u> <u>内で、組合が公表する期間。</u> <u>以下の期間を除く</u> <u>渡瀬橋上流端より上流は10月1日から10月7日、同地点より下流は10月1日から10月14日まで。</u>	あ ゆ	<u>6月16日から11月30日までの期間</u> <u>内で、組合が公表する期間内。</u> <u>10月1日から10月14日までを除く</u>
う ぐ い	(略)	う ぐ い	(略)
こ い	(略)	こ い	(略)
か じ か	(略)	か じ か	(略)
や ま め	(略)	や ま め	(略)
い わ な	(略)	い わ な	(略)

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成28年1月1日

◎新潟県告示第1557号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 漁業権者の名称及び住所

刈谷田川漁業協同組合

長岡市滝の下町4番35号

2 漁業権の免許番号

内共第12号

## 3 変更の内容

(釣堀的漁場)

第9条表中の「平成27年1月1日から平成27年12月31日まで」を「平成28年1月1日から平成28年12月31日まで」に改める。

## 4 変更後の遊漁規則の施行日

平成28年1月1日

## ◎新潟県告示第1558号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 漁業権者の名称及び住所

魚沼漁業協同組合

魚沼市佐梨1105-16

## 2 漁業権の免許番号

内共第12号

## 3 変更の内容

変更後						変更前					
(遊漁料の額及び納付の方法)						(遊漁料の額及び納付の方法)					
第7条 (略)						第7条 (略)					
2 (略)						2 (略)					
3 (略)						3 (略)					
ただし、遊漁者が遊漁証を持たず遊漁する場合において、漁場監視（取締）員に納付するときの遊漁料は第1項に規定する1日の遊漁料に <u>600円（税込）</u> を、E・F券に限り 2,000円（税込）を附加して得た額とする。						ただし、遊漁者が遊漁証を持たず遊漁する場合において、漁場監視（取締）員に納付するときの遊漁料は第1項に規定する1日の遊漁料に <u>1,000円（税込）</u> を、E・F券に限り 2,000円（税込）を附加して得た額とする。					
第8条 (略)						第8条 (略)					
(釣堀的漁場)						(釣堀的漁場)					
第9条 (略)						第9条 (略)					
名称	開設の場所	開設の期間	濃密放流する魚種名	漁具漁法	料金	名称	開設の場所	開設の期間	濃密放流する魚種名	漁具漁法	料金
湯沢フイッシングパーク	(略)	平成28年1月1日から平成28年12月31日まで	(略)	(略)	(略)	湯沢フイッシングパーク	(略)	平成27年1月1日から平成27年12月31日まで	(略)	(略)	(略)
削除	削除	削除	削除	削除	削除	湯沢東山フイッシン	(略)	平成27年1月1日から平成27年12月31日まで	(略)	(略)	(略)
大川フイッシ	(略)	平成28年1月1日	(略)	(略)	(略)	大川フイッシ	(略)	平成27年1月1日	(略)	(略)	(略)

ングパーク		から平成28年12月31日まで				ングパーク		から平成27年12月31日まで			
城内フィッシングパーク	(略)	平成28年1月1日から平成28年12月31日まで	(略)	(略)	(略)	城内フィッシングパーク	(略)	平成27年1月1日から平成27年12月31日まで	(略)	(略)	(略)

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成28年1月1日

## ◎新潟県告示第1559号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第23号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 漁業権者の名称及び住所

糸魚川内水面漁業協同組合  
糸魚川市大字須沢2426番地

2 漁業権の免許番号

内共第23号

3 変更の内容

(釣堀的漁場)

第8条の「平成27年1月1日から平成27年12月31日まで」を「平成28年1月1日から平成28年12月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成28年1月1日

## ◎新潟県告示第1560号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 漁業権者の名称及び住所

魚沼漁業協同組合  
魚沼市佐梨1105番地の16

2 漁業権の免許番号

内共第14号

3 変更の内容

変更後			変更前		
ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
(遊漁期間) <b>第3条</b> 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。			(遊漁期間) <b>第3条</b> 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。		
いわな、やまめ	魚沼漁業協同組合内共 第14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。 ただし、以下の区域を除く。 ①魚沼市地内大津岐小 白沢橋より上流域の只見川 (略)	4月21日 から9月30 日まで	いわな、やまめ	魚沼漁業協同組合内共 第14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。 ただし、以下の区域を除く。 ①魚沼市地内大津岐林 道橋より上流域の只見川 (略)	4月21日 から9月30 日まで

## 4 変更後の遊漁規則の施行日

平成28年1月1日

## ◎新潟県告示第1561号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区の定款の変更を平成27年12月15日認可した。

平成27年12月25日

新潟県新潟地域振興局長

## ◎新潟県告示第1562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成27年12月25日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
阿賀野市 五十嵐久雄 ほか24名	小島村下	区画整理事業	平成27年4月3日
阿賀野市 水留克栄 ほか117名	前島	区画整理事業	平成27年4月3日

## ◎新潟県告示第1563号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成27年12月25日

新潟県柏崎地域振興局長

## 1 交換分合を行う者の名称

柏崎土地改良区

## 2 地区名

山室地区

## 3 認可年月日

平成27年12月21日

## 4 その他

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

#### ◎新潟県告示第1564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成27年12月28日から平成28年1月29日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	柴橋	換地計画書の写し	胎内市役所及び新発田市役所加治川庁舎

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対するのみである。

#### ◎新潟県告示第1565号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、上越市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業三和西部地区に係る換地処分をした。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### ◎新潟県告示第1566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 網代浜新発田線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
北蒲原郡聖籠町大字網代浜字町道下1002番5から	新	5.5～20.5メートル	257.6メートル
	旧	4.2～14.2メートル	268.3メートル

#### ◎新潟県告示第1567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 網代浜新発田線
- 2 供用開始の区間

北蒲原郡聖籠町大字網代浜字町道下1002番5から同郡同町大字網代浜字町道上940番1まで

3 供用開始の期日 平成27年12月25日

## ◎新潟県告示第1568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 403号

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市小白倉卯1473番1から 同市小白倉卯135番1まで	新	(A) 5.0~34.0メートル	642.4メートル
		(B) 9.2~34.0メートル	771.0メートル
	旧	5.0~34.0メートル	642.4メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道404号と重用

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 404号

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市小白倉卯1473番1から 同市小白倉卯135番1まで	新	(A) 5.0~34.0メートル	642.4メートル
		(B) 9.2~34.0メートル	771.0メートル
	旧	5.0~34.0メートル	642.4メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道403号と重用

## ◎新潟県告示第1569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 十日町六日町線

## 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市字大向西甲710番1から 同市字川端西甲737番2まで	新	6.6~15.0メートル	30.0メートル
	旧	6.6~14.4メートル	30.0メートル

## ◎新潟県告示第1570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町六日町線
- 2 供用開始の区間  
十日町市字大向西甲710番1から同市字川端西甲737番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月25日

## ◎新潟県告示第1571号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
新潟県立鳥屋野潟公園（女池地区及び鐘木地区）
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称  
柏崎市荒浜1丁目3番17号  
株式会社アール・ケー・イー
- 3 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定年月日  
平成27年12月17日

## ◎新潟県告示第1572号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
新潟県立植物園
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称  
新潟市中央区清五郎58番地  
国際総合学園・都市緑花センターグループ  
構成員：公益財団法人新潟県都市緑花センター  
学校法人国際総合学園
- 3 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定年月日  
平成27年12月17日

## ◎新潟県告示第1573号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
新潟県柏崎マリーナ
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称  
柏崎市東の輪町8番18号  
株式会社柏崎マリン開発
- 3 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定年月日  
平成27年12月17日

---

◎新潟県告示第1574号

地方自治法（平成22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称  
新潟市中央区清五郎67番地12  
公益財団法人新潟県体育協会
- 3 指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定年月日  
平成27年12月17日

公 告

**決算の公表について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、平成26年度新潟県一般会計歳入歳出決算及び平成26年度新潟県県債管理特別会計ほか11特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 平成26年度新潟県一般会計及び特別会計歳入歳出決算書

## 平成26年度新潟県一般会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 県税	円 240,764,000,000	円 241,281,033,320	円 517,033,320
第1項 県民税	82,614,000,000	83,082,481,034	468,481,034
第2項 事業税	49,041,000,000	49,086,700,360	45,700,360
第3項 地方消費税	41,499,000,000	41,498,977,262	△ 22,738
第4項 不動産取得税	5,185,000,000	5,203,926,751	18,926,751
第5項 県たばこ税	2,695,000,000	2,695,354,254	354,254
第6項 ゴルフ場利用税	577,000,000	576,810,450	△ 189,550
第7項 自動車取得税	1,742,000,000	1,742,086,500	86,500
第8項 軽油引取税	24,311,000,000	24,281,385,773	△ 29,614,227
第9項 自動車税	32,166,000,000	32,179,855,858	13,855,858
第10項 鉱区税	50,000,000	49,706,400	△ 293,600
第11項 狩猟税	32,000,000	31,657,100	△ 342,900
第12項 産業廃棄物税	316,000,000	316,243,030	243,030
第13項 旧法による税	1,000,000	951,548	△ 48,452
第14項 核燃料税	535,000,000	534,897,000	△ 103,000
第2款 地方消費税清算金	54,845,000,000	54,844,837,288	△ 162,712
第1項 地方消費税清算金	54,845,000,000	54,844,837,288	△ 162,712
第3款 地方譲与税	47,648,972,000	47,648,972,186	186
第1項 地方法人特別譲与税	43,113,240,000	43,113,240,000	
第2項 地方揮発油譲与税	4,247,236,000	4,247,236,000	
第3項 石油ガス譲与税	281,264,000	281,264,000	
第4項 航空機燃料譲与税	7,232,000	7,232,000	
第5項 地方道路譲与税		186	186
第4款 地方特例交付金	738,831,000	738,831,000	
第1項 地方特例交付金	738,831,000	738,831,000	
第5款 地方交付税	277,669,107,000	277,669,107,000	
第1項 地方交付税	277,669,107,000	277,669,107,000	
第6款 交通安全対策特別交付金	510,479,000	510,479,000	
第1項 交通安全対策特別交付金	510,479,000	510,479,000	
第7款 分担金及び負担金	6,980,790,000	6,758,983,765	△ 221,806,235
第1項 分担金	1,620,786,000	1,505,071,635	△ 115,714,365
第2項 負担金	5,360,004,000	5,253,912,130	△ 106,091,870
第8款 使用料及び手数料	12,508,130,000	12,328,281,101	△ 179,848,899
第1項 使用料	8,639,465,000	8,590,485,626	△ 48,979,374
第2項 手数料	3,868,665,000	3,737,795,475	△ 130,869,525
第9款 国庫支出金	197,725,157,000	161,813,610,201	△ 35,911,546,799
第1項 国庫負担金	38,893,344,000	38,779,419,463	△ 113,924,537
第2項 国庫補助金	155,570,685,000	120,041,785,393	△ 35,528,899,607
第3項 委託金	3,261,128,000	2,992,405,345	△ 268,722,655
第10款 財産収入	1,548,099,000	1,537,913,342	△ 10,185,658
第1項 財産運用収入	730,875,000	722,582,866	△ 8,292,134
第2項 財産売払収入	817,224,000	815,330,476	△ 1,893,524
第11款 寄附金	5,847,106,000	5,847,104,802	△ 1,198
第1項 寄附金	5,847,106,000	5,847,104,802	△ 1,198
第12款 繰入金	62,310,396,000	59,296,525,424	△ 3,013,870,576
第1項 特別会計繰入金	614,921,000	603,838,954	△ 11,082,046
第2項 基金繰入金	61,695,475,000	58,692,686,470	△ 3,002,788,530
第13款 諸収入	403,248,426,000	402,810,465,148	△ 437,960,852
第1項 延滞金加算金及び過料等	325,061,000	348,371,671	23,310,671
第2項 利子収入	11,904,000	11,928,253	24,253
第3項 公営企業貸付金収入	21,321,671,000	21,321,671,000	
第4項 貸付金収入	354,740,781,000	354,665,365,244	△ 75,415,756
第5項 受託事業収入	14,916,023,000	14,003,418,383	△ 912,604,617
第6項 収益事業収入	3,398,153,000	4,033,910,327	635,757,327
第7項 利子割精算金収入	5,739,000	5,742,014	3,014
第8項 雜入	8,529,094,000	8,420,058,256	△ 109,035,744
第14款 県債	295,287,000,000	284,656,000,000	△ 10,631,000,000
第1項 県債	295,287,000,000	284,656,000,000	△ 10,631,000,000
第15款 繰越金	40,024,996,000	40,022,896,317	△ 2,099,683
第1項 繰越金	40,024,996,000	40,022,896,317	△ 2,099,683
歳入合計	1,647,656,489,000	1,597,765,039,894	△ 49,891,449,106

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 議会費	円 1,396,282,000	円 1,382,606,095	円	円 13,675,905
第1項 議会費	1,396,282,000	1,382,606,095		13,675,905
第2款 総務費	49,733,107,000	44,740,716,220	4,324,421,000	667,969,780
第1項 政策費	4,275,771,000	4,173,625,802	25,040,000	77,105,198
第2項 総務管理費	33,104,908,000	28,356,471,508	4,299,381,000	449,055,492
第3項 統計調査費	776,419,000	747,968,028		28,450,972
第4項 徴税費	7,047,395,000	7,007,323,519		40,071,481
第5項 市町村振興費	2,660,538,000	2,658,151,599		2,386,401
第6項 選挙費	1,468,707,000	1,400,964,808		67,742,192
第7項 人事委員会費	148,446,000	146,785,576		1,660,424
第8項 監査委員費	250,923,000	249,425,380		1,497,620
第3款 県民生活・環境費	12,692,312,000	9,469,569,781	1,167,025,000	2,055,717,219
第1項 県民生活管理費	1,942,192,166	1,919,892,016		22,300,150
第2項 防災費	8,152,263,000	5,045,992,355	1,167,025,000	1,939,245,645
第3項 環境企画費	490,964,956	482,653,447		8,311,509
第4項 環境対策費	336,174,544	318,182,879		17,991,665
第5項 廃棄物対策費	1,770,717,334	1,702,849,084		67,868,250
第4款 福祉保健費	156,605,935,000	153,589,776,100	2,221,995,000	794,163,900
第1項 福祉保健費	21,998,148,536	21,922,984,895		75,163,641
第2項 国保・福祉指導費	42,002,979,000	41,940,246,270		62,732,730
第3項 医務薬事費	11,784,803,333	11,510,242,213	196,171,000	78,390,120
第4項 医師・看護職員確保対策費	2,035,976,000	1,915,416,732	7,340,000	113,219,268
第5項 高齢福祉保健費	36,667,163,239	36,279,730,411	350,504,000	36,928,828
第6項 健康対策費	5,401,773,000	5,334,091,307		67,681,693
第7項 生活衛生費	1,586,431,000	1,550,479,869	4,392,000	31,559,131
第8項 障害福祉費	20,103,565,000	18,526,958,263	1,367,935,000	208,671,737
第9項 児童家庭費	15,025,095,892	14,609,626,140	295,653,000	119,816,752
第5款 労働費	5,434,511,000	4,159,775,873		1,274,735,127
第1項 労働委員会費	125,817,000	124,621,658		1,195,342
第2項 労政雇用費	3,307,036,000	2,285,845,312		1,021,190,688
第3項 職業能力開発費	2,001,658,000	1,749,308,903		252,349,097
第6款 産業費	60,446,342,000	59,801,924,149		644,417,851
第1項 産業政策費	5,211,571,000	5,025,536,403		186,034,597
第2項 産業振興費	1,536,096,000	1,466,964,687		69,131,313
第3項 商業振興費	41,860,848,000	41,522,870,317		337,977,683
第4項 産業立地費	10,082,182,000	10,058,137,036		24,044,964
第5項 観光費	1,755,645,000	1,728,415,706		27,229,294
第7款 農林水産業費	97,519,804,000	83,331,138,226	13,015,246,000	1,173,419,774
第1項 農業総務費	3,586,169,000	3,552,503,310		33,665,690
第2項 地域農政推進費	7,192,151,000	6,838,150,238	252,687,000	101,313,762
第3項 農産園芸費	1,287,317,000	1,181,916,159	68,423,000	36,977,841
第4項 経営普及費	3,802,472,000	3,671,040,571		131,431,429
第5項 食品・流通費	297,913,000	289,051,020		8,861,980
第6項 畜産業費	860,062,000	849,140,156		10,921,844
第7項 水産業費	5,539,096,000	3,958,388,931	1,539,833,000	40,874,069
第8項 林業費	19,580,191,000	16,058,896,446	3,322,600,000	198,694,554
第9項 農地管理費	3,907,429,000	3,762,815,475	104,622,000	39,991,525
第10項 農地基盤整備費	49,941,162,000	41,785,894,052	7,588,005,000	567,262,948
第11項 農地計画費	1,525,842,000	1,383,341,868	139,076,000	3,424,132
第8款 土木費	261,378,080,000	199,814,278,300	60,181,281,000	1,382,520,700
第1項 土木管理費	11,612,981,000	11,263,411,695	160,482,000	189,087,305
第2項 道路橋りょう費	95,695,466,000	73,855,336,627	21,685,467,000	154,662,373
第3項 河川海岸費	80,750,138,000	52,353,792,974	27,824,274,000	57,071,026
第4項 砂防費	20,752,240,000	13,834,503,055	6,710,971,000	206,765,945
第5項 都市計画費	7,628,672,000	6,407,760,988	1,197,648,000	23,263,012
第6項 建築費	25,006,272,000	24,707,702,552	280,923,000	17,646,448
第7項 交通政策費	8,581,456,000	8,192,147,842	337,003,000	52,305,158
第8項 港湾振興費	429,781,000	321,325,626	29,898,000	78,557,374
第9項 港湾費	10,166,866,000	8,171,191,087	1,936,367,000	59,307,913
第10項 空港費	754,208,000	707,105,854	18,248,000	28,854,146
第9款 警察費	49,397,379,000	48,955,183,383	271,741,000	170,454,617
第1項 警察管理費	45,616,267,000	45,435,827,006	48,438,000	132,001,994
第2項 警察行政費	3,781,112,000	3,519,356,377	223,303,000	38,452,623
第10款 教育費	218,385,024,000	215,108,223,144	2,599,512,000	677,288,856
第1項 教育総務費	6,331,367,000	6,257,055,117	15,227,000	59,084,883
第2項 小中学校費	126,362,169,000	126,295,212,902		66,956,098
第3項 高等学校費	51,533,547,000	48,952,377,219	2,267,154,000	316,015,781
第4項 特別支援学校費	17,904,976,000	17,709,337,315	120,337,000	75,301,685
第5項 生涯学習推進費	364,263,000	353,630,205		10,632,795
第6項 文化行政費	1,809,121,000	1,801,377,626		7,743,374
第7項 保健体育費	1,701,818,000	1,589,622,585	54,826,000	57,369,415
第8項 私学教育振興費	10,940,719,000	10,715,710,244	141,968,000	83,040,756
第9項 大学費	1,435,044,000	1,433,899,931		1,144,069

第11款 災害復旧費	18,327,767,000	13,061,869,695	3,472,579,000	1,793,318,305
第1項 農林水産施設災害復旧費	3,381,391,000	2,578,648,962	220,016,000	582,726,038
第2項 土木施設災害復旧費	14,916,401,000	10,453,380,733	3,252,563,000	1,210,457,267
第3項 教育施設災害復旧費	29,975,000	29,840,000		135,000
第12款 県債費	615,460,833,000	615,460,724,751		108,249
第1項 県債費	615,460,833,000	615,460,724,751		108,249
第13款 諸支出金	100,810,590,000	100,783,436,818		27,153,182
第1項 公営企業貸付金	21,321,671,000	21,321,671,000		
第2項 雑支出	2,118,957,000	2,091,806,076		27,150,924
第3項 地方消費税清算金	39,194,114,000	39,194,113,288		712
第4項 利子割交付金	513,668,000	513,668,000		
第5項 配当割交付金	1,767,942,000	1,767,942,000		
第6項 株式等譲渡所得割交付金	939,951,000	939,951,000		
第7項 地方消費税交付金	27,787,352,000	27,787,352,000		
第8項 ゴルフ場利用税交付金	403,764,000	403,763,150		850
第9項 自動車取得税交付金	1,397,647,000	1,397,646,522		478
第10項 軽油引取税交付金	5,364,562,000	5,364,561,817		183
第11項 利子割精算金	962,000	961,965		35
第14款 予備費	68,523,000			68,523,000
第1項 予備費	68,523,000			68,523,000
歳出合計	1,647,656,489,000	1,549,659,222,535	87,253,800,000	10,743,466,465

歳入歳出差引残額

48,105,817,359円

## 平成26年度新潟県県債管理特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 県債費収入	192,446,588,000	192,446,487,268	△ 100,732
第1項 繰入金	192,446,588,000	192,446,487,268	△ 100,732
歳入合計	192,446,588,000	192,446,487,268	△ 100,732

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 県債費	192,446,588,000	192,446,487,268		100,732
第1項 県債費	192,446,588,000	192,446,487,268		100,732
歳出合計	192,446,588,000	192,446,487,268		100,732

歳入歳出差引残額 0円

## 平成26年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	2,145,886,000	4,534,331,356	2,388,445,356
第1項 諸収入	913,637,000	1,637,966,065	724,329,065
第2項 繰越金	1,232,249,000	2,896,365,291	1,664,116,291
歳入合計	2,145,886,000	4,534,331,356	2,388,445,356

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 地域づくり資金貸付事業費	2,145,886,000	1,810,479,590		335,406,410
第1項 貸付事業費	1,232,249,000	896,842,646		335,406,354
第2項 貸付債権活用事業費	913,637,000	913,636,944		56
歳出合計	2,145,886,000	1,810,479,590		335,406,410

歳入歳出差引残額 2,723,851,766円

## 平成26年度新潟県災害救助事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 災害救助事業収入	1,361,927,000	1,359,872,830	△ 2,054,170
第1項 国庫支出金	2,500,000	2,500,000	
第2項 財産収入	375,000	374,457	△ 543
第3項 寄附金	50,000	50,000	
第4項 繰入金	511,736,000	509,691,717	△ 2,044,283
第5項 諸収入	66,449,000	66,442,495	△ 6,505
第6項 県債			
第7項 分担金及び負担金	766,559,000	766,556,493	△ 2,507
第8項 繰越金	14,258,000	14,257,668	△ 332
歳入合計	1,361,927,000	1,359,872,830	△ 2,054,170

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 災害救助事業費	1,361,927,000	1,354,094,843		7,832,157
第1項 災害救助費	969,658,000	961,829,113		7,828,887
第2項 基金積立金	110,663,000	110,662,851		149
第3項 県債費	81,430,000	81,427,405		2,595
第4項 繰出金	200,176,000	200,175,474		526
第2款 予備費				
歳出合計	1,361,927,000	1,354,094,843		7,832,157

歳入歳出差引残額 5,777,987円

## 平成26年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 母子寡婦福祉資金貸付事業収入	450,595,000	462,857,329	12,262,329
第1項 繰入金	93,223,000	89,766,000	△ 3,457,000
第2項 諸収入	156,359,000	158,979,842	2,620,842
第3項 县債	181,932,000	175,018,000	△ 6,914,000
第4項 繰越金	19,081,000	39,093,487	20,012,487
歳入合計	450,595,000	462,857,329	12,262,329

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 母子寡婦福祉資金貸付事業費	450,595,000	367,535,888		83,059,112
第1項 貸付事業費	450,595,000	367,535,888		83,059,112
歳出合計	450,595,000	367,535,888		83,059,112

歳入歳出差引残額 95,321,441円

## 平成26年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	9,694,000	9,682,832	△ 11,168
第1項 財産収入	175,000	174,832	△ 168
第2項 寄附金	10,000		△ 10,000
第3項 繰入金	9,508,000	9,508,000	
第4項 諸収入	1,000		△ 1,000
歳入合計	9,694,000	9,682,832	△ 11,168

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 心身障害児者総合施設事業費	9,694,000	9,682,832		11,168
第1項 基金積立金	11,000			11,000
第2項 繰出金	9,683,000	9,682,832		168
歳出合計	9,694,000	9,682,832		11,168

歳入歳出差引残額 0円

## 平成26年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 中小企業支援資金貸付事業収入	1,529,563,000	3,896,482,212	2,366,919,212
第1項 繰入金	8,538,000	8,538,000	
第2項 諸収入	581,633,000	875,157,353	293,524,353
第3項 县債	135,668,000	135,668,000	
第4項 繰越金	803,724,000	2,877,118,859	2,073,394,859
歳入合計	1,529,563,000	3,896,482,212	2,366,919,212

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 中小企業支援資金貸付事業費	1,529,563,000	748,707,830		780,855,170
第1項 貸付事業費	947,933,000	191,338,243		756,594,757
第2項 县債費	392,068,000	378,888,856		13,179,144
第3項 繰出金	189,562,000	178,480,731		11,081,269
歳出合計	1,529,563,000	748,707,830		780,855,170

歳入歳出差引残額 3,147,774,382円

## 平成26年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 林業改善資金貸付事業収入	122,673,000	339,887,419	217,214,419
第1項 繰入金	983,000	983,000	
第2項 諸収入	70,000	73,779,063	73,709,063
第3項 繰越金	121,620,000	265,125,356	143,505,356
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業収入	128,746,000	106,390,068	△ 22,355,932
第1項 諸収入	70,875,000	55,750,000	△ 15,125,000
第2項 県債	43,000,000	30,025,000	△ 12,975,000
第3項 繰越金	14,871,000	20,615,068	5,744,068
第3款 林業就業促進資金貸付事業収入	2,100,000	18,000,000	15,900,000
第1項 繰越金	2,100,000	18,000,000	15,900,000
歳入合計	253,519,000	464,277,487	210,758,487

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 林業改善資金貸付事業費	122,623,000	2,768,027		119,854,973
第1項 貸付事業費	122,623,000	2,768,027		119,854,973
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	113,875,000	87,925,000		25,950,000
第1項 貸付事業費	86,000,000	60,050,000		25,950,000
第2項 県債費	27,875,000	27,875,000		
第3款 林業就業促進資金貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第1項 貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第4款 予備費	14,921,000			14,921,000
第1項 林業改善資金予備費	50,000			50,000
第2項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,871,000			14,871,000
歳出合計	253,519,000	90,693,027		162,825,973

歳入歳出差引残額

373,584,460円

## 平成26年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	81,143,000	303,134,109	221,991,109
第1項 繰入金	532,000	532,000	
第2項 諸収入	61,000	28,092,896	28,031,896
第3項 繰越金	80,550,000	274,509,213	193,959,213
歳入合計	81,143,000	303,134,109	221,991,109

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業費	81,093,000	36,001,287		45,091,713
第1項 貸付事業費	81,093,000	36,001,287		45,091,713
第2款 予備費	50,000			50,000
第1項 予備費	50,000			50,000
歳出合計	81,143,000	36,001,287		45,141,713

歳入歳出差引残額

267,132,822円

## 平成26年度新潟県有林事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 県有林事業収入	232,484,000	190,699,401	△ 41,784,599
第1項 国庫支出金	55,015,000	6,825,831	△ 48,189,169
第2項 財産収入	11,952,000	19,080,195	7,128,195
第3項 繰入金	144,985,000	144,261,316	△ 723,684
第4項 県債			
第5項 繰越金	20,504,000	20,503,659	△ 341
第6項 諸収入	28,000	28,400	400
歳入合計	232,484,000	190,699,401	△ 41,784,599

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 県有林事業費	231,484,000	179,621,967	48,190,000	3,672,033
第1項 事業費	141,510,000	89,648,493	48,190,000	3,671,507
第2項 県債費	65,974,000	65,973,474		526
第3項 繰出金	24,000,000	24,000,000		
第2款 予備費	1,000,000			1,000,000
第1項 予備費	1,000,000			1,000,000
歳出合計	232,484,000	179,621,967	48,190,000	4,672,033

歳入歳出差引残額

11,077,434円

## 平成26年度新潟県都市開発資金事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 都市開発資金事業収入	180,415,000	180,112,157	△ 302,843
第1項 財産収入	178,500,000	178,499,917	△ 83
第2項 繰入金	1,915,000	1,612,240	△ 302,760
歳入合計	180,415,000	180,112,157	△ 302,843

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 都市開発資金事業費	180,415,000	180,112,157		302,843
第1項 事業費	1,915,000	1,612,240		302,760
第2項 繰出金	178,500,000	178,499,917		83
歳出合計	180,415,000	180,112,157		302,843

歳入歳出差引残額

0円

## 平成26年度新潟県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 流域下水道事業収入	13,691,468,000	12,518,842,428	△ 1,172,625,572
第1項 分担金及び負担金	4,598,398,000	4,598,309,848	△ 88,152
第2項 使用料及び手数料	464,000	472,767	8,767
第3項 国庫支出金	4,208,849,000	3,330,925,236	△ 877,923,764
第4項 財産収入	1,118,000	1,079,106	△ 38,894
第5項 繰入金	2,026,208,000	2,026,208,000	
第6項 諸収入	264,271,000	264,694,395	423,395
第7項 県債	1,965,000,000	1,670,000,000	△ 295,000,000
第8項 繰越金	627,160,000	627,153,076	△ 6,924
歳入合計	13,691,468,000	12,518,842,428	△ 1,172,625,572

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 流域下水道事業費	13,690,968,000	12,209,178,785	1,459,858,000	21,931,215
第1項 管理費	3,578,098,000	3,564,788,577		13,309,423
第2項 建設費	7,297,921,000	5,829,443,251	1,459,858,000	8,619,749
第3項 県債費	2,772,555,000	2,772,553,717		1,283
第4項 災害復旧費	42,394,000	42,393,240		760
第2款 予備費	500,000			500,000
第1項 予備費	500,000			500,000
歳出合計	13,691,468,000	12,209,178,785	1,459,858,000	22,431,215

歳入歳出差引残額 309,663,643円

## 平成26年度新潟県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 港湾整備事業収入	2,728,199,000	2,722,799,952	△ 5,399,048
第1項 使用料及び手数料	1,154,218,000	1,174,509,659	20,291,659
第2項 国庫支出金	130,674,000	130,673,000	△ 1,000
第3項 財産収入	262,861,000	262,912,143	51,143
第4項 繰入金	259,816,000	259,816,000	
第5項 諸収入	61,222,000	60,481,376	△ 740,624
第6項 県債	783,000,000	758,000,000	△ 25,000,000
第7項 繰越金	76,408,000	76,407,774	△ 226
歳入合計	2,728,199,000	2,722,799,952	△ 5,399,048

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 港湾整備事業費	2,728,046,000	2,554,578,282	112,032,000	61,435,718
第1項 事業費	999,622,000	826,166,747	112,032,000	61,423,253
第2項 県債費	1,728,424,000	1,728,411,535		12,465
第2款 予備費	153,000			153,000
第1項 予備費	153,000			153,000
歳出合計	2,728,199,000	2,554,578,282	112,032,000	61,588,718

歳入歳出差引残額 168,221,670円

## 2 監査委員の審査意見

### 審査の結果

平成26年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は出納諸帳票等と符合し、歳入歳出差引残額は指定金融機関等の残高証明の額と符合しており、審査の結果、決算計数に違算はないものと認めた。

予算の執行、財産の管理等の財務に関する事務については、次の意見のとおり改善努力を要するもののほか、おおむね適正なものと認めた。

### 審査の意見

平成26年度一般会計決算額は、歳入では、県税が4年連続増加し、中越大震災復興基金貸付金収入の増もあり、前年度比22.7パーセント増の1兆5,977億6,503万円となり、歳出では、中越大震災復興基金償還金の増などにより、前年度比22.8パーセント増の1兆5,496億5,922万円となっている。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、13億8,756万円の黒字となり、実質単年度収支額も5億7,461万円の黒字となっている。

また、平成26年度における12の特別会計決算額は、県債の償還に伴い県債管理特別会計決算額が増加したことなどにより、歳入合計額で前年度比33.0パーセント増の2,190億8,957万円、歳出合計額では前年度比34.5パーセント増の2,119億8,717万円となっている。

決算における財政状況を示す指標を見ると、経常収支比率は94.0パーセントで前年度に比べ1.3ポイント減少し、実質公債費比率についても16.8パーセントと前年度に比べ0.7ポイント減少し、それぞれ改善している。

県債残高は、総額で2兆4,298億円となり前年度比2,919億円減少している。臨時財政対策債を除いた残高で比較すると、中越大震災復興基金の償還もあり、3,490億円の減少となっている。

また、財政調整基金などの財源対策的基金残高については、6億円増加し501億円となっている。

一方、全国の経済状況を見ると、景気回復の動きが広がっているものの、地方経済においては景気回復の効果が十分に及んでおらず、本県の財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いていると考えられる。

以上のことから、引き続き、県税などの歳入確保はもとより、未利用財産の有効活用

など、税外収入の確保にも努めるとともに、内部管理経費の縮減を図り、「選択と集中」による行政のスリム化と効率化の推進にも努められたい。さらに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等にも配慮しつつ、次の事項について十分留意しながら、将来にわたって安定的な行財政運営の確保に努められたい。

#### 1 予算の計画的・効率的な執行

予算の執行に当たっては、本県の発展を図る観点と県民ニーズとを踏まえた上で、費用対効果や優先度を考慮しながら重点化を図り、実施に際しては、経済性、効率性はもとより有効性にも配慮するとともに、事業効果の検証を確実に行うなど、計画的かつ効率的な執行に努められたい。

#### 2 収入未済額の縮減に向けた取組

収入未済額は、一般会計で前年度に比べ3億9,926万円減の42億3,464万円、特別会計では、前年度に比べ3,295万円減の10億4,637万円となっている。

県税収入未済額については、前年度より3億6,891万円減少し、36億5,900万円となり、「新潟県地方税徴収機構」等の取組の成果が認められるところである。

税外収入未済額については、財源確保の観点や公平性及び受益者負担の原則を踏まえ、引き続き「税外債権管理の手引き」を活用した全庁的な取組を進め、新たな未収金の発生防止や早期回収に努められたい。

一方、回収困難な未収金については、「権利の放棄の議案提出に係る判断基準」により、県民に不公平感が生ずることのないよう厳正な審査の上、債権整理に取り組まれたい。

#### 3 内部けん制の効果的な運用

これまでも一部の所属において不正及び不適切な事務処理が発生しており、これに対応するため、様々な再発防止策が実施されているところである。

適切な事務の執行を確保するためには、職員の公金意識の醸成はもとより、内部けん制機能の拡充が重要であることから、引き続き各所属の内部けん制の仕組みを効果的に機能させるとともに、再発防止策の効果を検証しながら会計事務の適正な執行に努められたい。

#### 4 人口問題対策への取組

本県では、「人口問題対策会議」での議論を踏まえ、U・Iターン促進、子育て支援、雇用の場の確保などの分野において、新たな事業を含め積極的な取組を進めている。

人口減少対策は、分野が多岐にわたっていることから、各事業の効果を検証しつつ、部局横断的な取組を重点的に推進していく必要がある。

あわせて、市町村との連携を強化するとともに、子どもたちの郷土愛の醸成を図るキャリア教育の推進や、高齢者・子育て世代などが暮らしやすい地域づくりなど、定住に繋がる施策の更なる充実に努められたい。

### 5 在宅医療・介護の推進に向けた取組

本県では、2025年を目標とした地域包括ケアシステムへの円滑な移行を目指し、市町村、医療・福祉の関係機関からなる在宅医療連携協議会の設置や研修の実施など、在宅医療・介護の充実に向けた取組を行っている。

在宅医療・介護が県内各地域で円滑かつ継続的に提供されるためには、地域の実情に応じた医療・福祉の人材の確保と体制整備が必要となる。

引き続き、医師、看護職員、介護職員等の人材の確保・養成に取り組むとともに、地域の医療ネットワークなどを通じた多職種連携の強化やモデル事業の成果の普及に努められたい。

### 6 経営体の体質強化と新潟米の販売力強化

本県農業を巡る環境は、米価の低迷や産地間競争の激化、農業従事者の高齢化など、厳しい状況が続いている。

本県農業が持続的に発展していくためには、担い手となる経営体の所得向上が必要となることから、園芸の導入・拡大による複合経営の推進に加え、地域内の観光や食品産業との連携等による6次産業化の推進を強化するとともに、農地集積・集約化の取組を加速させるなど、経営体の体質強化を一層推進されたい。

あわせて、新潟米については、消費者を引き付ける売れる商品づくりの取組を促進するなど、官民一体となった販売力強化を推進されたい。

### 7 新幹線活用による地域活性化の取組

北陸新幹線の開業、新造船あかねの就航などにより、上越地域を中心に一定の開業効果が認められるところであるが、これらを一過性で終わらせることなく、首都圏や関西圏からの継続的な人の流れをつくり、本県全体の振興に結び付けていくことが課題となっている。

県としても、関係市町村・観光業者と連携した着地型観光のメニューづくり、二つの新幹線などを活用した広域周遊観光ルートの構築及び鉄道・バス事業者との連携による二次交通の充実などの受入体制整備を促進されたい。

## 8 国際ビジネス戦略の推進

本県では、輸出に取り組む県内企業や生産者を支援するため、市場調査から販路開拓までを一貫して支援する取組や、農産品の輸出促進に向けた取組支援、さらには海外事務所や県産品PRコーナーの設置による販路開拓支援などを実施している。

国際ビジネスの更なる促進を図るため、相手国の事情に応じた取組を戦略的に進めるとともに、関係部局においては、より一層の情報共有に努め、県産品の販路拡大に向けた取組を推進されたい。

上記のほか、定期監査において会計事務処理、財産・物品の管理及び交通事故防止などに関して是正、改善等を求めた事項については、それぞれ適切に対応されたい。

---

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県の発注する工事の請負について、次の

とおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約23号）の適用を受けるものである。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 入札に付する事項

### (1) 工事名

管第5号

新潟県情報通信ネットワーク（新潟県防災行政無線）更新工事

### (2) 工事場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1 地内 他

### (3) 工事概要

多重無線系システム	一式
衛星系システム	一式
IPネットワーク系システム	一式
交換系システム	一式
一斉指令系システム	一式
監視制御系システム	一式
260MHz帯デジタル移動無線系	一式
映像系システム	一式
電源系システム	一式
鉄塔・钢管柱	一式
その他（局舎、空調）	一式

### (4) 工期

契約締結の日から平成29年3月15日

### (5) 電子入札

本案件は、電子入札対象案件であり、参加資格確認申請書及び入札書の提出等は新潟県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行わなければならない。

なお、電子入札システムを使用せずに入札に参加する場合の基準は、新潟県電子入札運用基準（工事・委託）（新潟県電子入札ポータルサイト <http://www.pref.niigata.lg.jp/dobokukanri/1256155374869.html> を参照）による。

## 2 入札に関する必要事項を示す日時及び場所等

平成27年12月25日（金）から平成28年2月3日（水）まで

新潟県入札情報サービス（<https://www.ep-bis.pref.niigata.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）にて公開する。

## 3 参加資格の確認

### (1) 参加資格確認申請書等の提出

#### ア 提出期間

平成28年1月8日（金）から平成28年1月13日（水）までの各日の午前9時から午後4時まで（ただし、電子入札システム休止時間を除く。）

#### イ 提出書類

参加資格確認申請書及び添付書類（別紙1、別紙2）を各1部

#### ウ 提出方法

原則として、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、添付資料の容量の合計が3MBを超える場合は、電子入札システムを用いて参加資格申請書を提出するとともに添付資料を、紙入札による参加が認められた場合は参加資格確認申請書（別紙3）及び必要な資料を、次の提出場所に郵送又は持参により提出すること。

#### エ 提出場所

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部管財課通信管理室無線第1係

### (2) 参加資格の確認結果通知

ア 参加資格の確認結果は、申請者にそれぞれ電子入札システム（紙入札を認められた者に対しては書面）

により平成28年1月19日(火)(予定)までに通知する。

イ 参加資格が認められなかつた者は、参加資格の確認結果に関する通知書に指定された日(郵送の場合は、  
当日消印)までの間、その理由の説明を書面(様式自由)により請求することができる。

#### 4 入札及び開札の日時

##### (1) 受付期間

平成28年2月1日(月)午前9時から平成28年2月3日(水)午後4時まで(ただし、電子入札システム  
の休止時間を除く。)

##### (2) 提出方法

原則として、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、次の提出場  
所に郵送又は持参により提出すること(郵送により提出した場合は、再度入札に参加できない。)。

##### (3) 提出場所

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部財政課総務班

##### (4) 開札日時

平成28年2月4日(木)午前9時以降

##### (5) その他

###### ア 入札金額の記載

落札にあたり、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(その金  
額に1円未満の端数があるとき、当該端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札に参  
加する者は、契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

###### イ 入札回数

2回を限度とする。

#### 5 競争参加資格

以下の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件工事に係る参加資格確認申請書を提出した日から本件工事の開札日までの間において新潟県知事から  
指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でない  
こと。(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された  
者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でない  
こと。(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された  
者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づき、電気通信工事業に関し、特定建設業の許可を受  
けていること。
- (6) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的な事項の審査を受け、同法第27条の29の規定  
による総合評定値の通知を受けていること。
- (7) 新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年新潟県告示第3296号)の規定に基づく入札参加資格の審  
査(以下「入札参加資格審査」という。)を受け、電気通信工事に関し、平成26・27年度の入札参加資格者名  
簿に登載されていること。
- (8) 平成26・27年度の入札参加資格審査において、電気通信工事に係る客観的事項としての経営事項審査の総  
合評定値が780点以上であること。
- (9) 平成12年4月1日以降に、都道府県の防災行政無線設備(多重無線設備又は衛星通信設備に限る。)の新設  
又は更新工事(以下「同種工事」という。)を、元請人として完成した実績を有すること。(共同企業体の構成  
員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (10) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。なお、主  
任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務することを妨げない。
  - ① 第1級総合無線通信士、陸上無線技術士又は第1級陸上特殊無線技士の資格を有すること。
  - ② 平成12年4月1日以降に、同種工事に関し主任技術者、監理技術者、現場代理人又は1年以上同一の工  
事で工事実績情報システム(CORINS)に登録されている担当技術者としての経験を有すること。ただし、  
現場代理人又は工事実績情報システム(CORINS)に登録されている担当技術者としての経験を有する場合

は、担当した業務の技術的内容が分かる書類（施工計画書の写し等で技術者の役割が分かる部分の写し）を添付するものとする。

③ 監理技術者にあっては、電気通信工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 入札参加資格確認申請書の提出日において所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。

(11) 上記(10)に掲げる専任者は、契約日以降において、他工事での主任技術者または監理技術者と重複しないこと。ただし、「主任技術者又は監理技術者の専任に関する特記仕様書」に掲げる期間を除くものとする。

## 6 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定

本工事は、低入札調査基準価格を設定するので、その価格を下回る入札者があった場合は、調査の後契約者を決定するものとする。

なお、低入札調査基準価格は予定価格の91%とし、低入札価格調査においては数値的失格基準を設定するので、この基準を満たさなかった場合は失格とする。

(参考) 次の項目に1つ以上該当した場合は、数値的基準を満たさず失格とする。

①設計額における直接工事費の95%未満

②設計額における機器費相当額の87.5%未満

③設計額における共通仮設費の90%未満

④設計額における現場管理費相当額の80%未満

⑤設計額における一般管理費等の30%未満

⑥共通仮設費の各項目が適切に計上されていないこと

ただし、機器費相当額は、機器単体費+工場製作原価（鋼構造製作物（鉄塔、局舎））とし、現場管理費相当額は、現場管理費+技術者間接費+機器管理費とする。

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

免除する。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第44条第1号又は第2号に該当する場合は、免除する。

## 9 契約の締結

契約の締結については、新潟県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年新潟県条例第5号）第2条に規定する新潟県議会の議決を要する。

## 10 低入札調査基準価格未満の金額で契約を締結した場合の取り扱い

低入札調査基準価格未満の金額で契約を締結した場合は、次のとおりとする。

(1) 上記8(2)にかかわらず、契約保証金は契約金額の10分の3の金額とする。

(2) 低入札調査基準価格未満の金額で契約する場合は、配置予定技術者を2人配置することとする。

(3) 建設工事請負基準約款第35条に定める前払金の割合は請負金額（当年度支払額）の10分の2以内とする。

## 11 その他

### (1) 設計図書の配布

#### ア 日時

平成27年12月25日（金）から平成28年2月3日（水）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項に規定する休日は除く。）の各日の午前9時から午後4時まで

#### イ 場所

新潟県総務管理部管財課通信管理室無線第1係

#### ウ 方法

配布（一部は閲覧に限る。）

### (2) 設計図書その他入札に関する質問及びその回答

#### ア 質問

①質問方法

質問事項を記載した書面を受付場所に持参又は電子メールにより送信する方法による。

②受付日時

下記日時とする。ただし、新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項に規定する休日は除く。

- ・設計図書その他入札に関する質問

平成28年1月19日（火）から平成28年1月27日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで

③受付場所

新潟県総務管理部管財課通信管理室無線第1係

電子メール ngt010080@pref.niigata.lg.jp

イ 回答

新潟県入札情報サービス（<https://www.ep-bis.pref.niigata.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）にて公開する。

- ・設計図書その他入札に関する質問の回答

平成28年1月29日（金）午後5時までに回答する。

(3) 参加資格確認申請書等の取扱い

ア 参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された参加資格確認申請書等は、返却しない。

(4) 問合せ先是、以下のとおりとする。

新潟県総務管理部管財課通信管理室無線第1係

電話番号 025-280-5071（直通）

FAX番号 025-285-2083

メールアドレス ngt010080@pref.niigata.lg.jp

(5) その他

ア 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、契約当事者に関する記載部分を除き、日本語及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び請負契約の内容に関しては、新潟県財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

## 12 Summary

(1) Project name:

Niigata Prefecture information communication network(Niigata Prefecture disaster prevention administrative radio)improvement construction

(2) Time and place of bidding:

9:00 a.m. Monday, February 1 to 4:00 p.m. Wednesday, February 3, 2016 (excluding times the online bidding system is inactive)

Submission method:

Bidding takes place via the online bidding system. However, with permission, bidding forms can be submitted via post or brought in person to the following address (bids submitted by post are not eligible for re-submission):

Financial Management Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

(3) A bidding explanation and further information is available at:

Communications Management Office

Property Administration Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

TEL: 025-280-5071(direct line)

FAX: 025-285-2083

Email: ngt010080@pref.niigata.lg.jp

※only Japanese language is available

## (4) Submission of qualification confirmation application:

Submission period : Friday, January 8 to Wednesday, January 13, 2016

9:00 a.m. to 4:00 p.m. each day (excluding times the online bidding system is inactive)

Submission method : qualification confirmation takes place via the online bidding system.

However, if the combined size of the attached files exceeds 3 MB, with permission, the application and necessary files can be submitted via post or brought in person to the following address along with submission of the application form via the online bidding system:

Communications Management Office

Property Administration Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

---

### 海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕彦

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

#### 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業の平成25年の海面漁業生産量は3.0万トン、生産額は109億円であり、全国的には中位に位置している。水産業が中核的な産業である佐渡島と粟島を擁し、漁業経営体数は1,798経営体（平成25年）となっている。

本県において水産業は、水産物の安定供給等重要な役割を果たしており、今後とも海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県佐渡沖合水域には、対馬暖流とリマン寒流が交錯していることから、寒暖系の回遊性魚類や底生魚介類の好生息場となっている。

我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が低下している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、概ね同様の傾向が見られるところであり、今後とも漁業資源の適切な管理が求められている。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の保存管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量及び漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源の採捕実績及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量の的確な把握に努めることとする。

(5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。当海域でのデータの蓄積又は知見の進展を図るために、水産海洋研究所を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るために、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るために、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

#### 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成27年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成27年4月から平成28年3月	—
まあじ	平成27年1月から平成27年12月	若干
まいわし	平成27年1月から平成27年12月	若干
まさば及びごまさば	平成27年7月から平成28年6月	若干
するめいか	平成27年4月から平成28年3月	若干
ずわいがに	平成27年7月から平成28年6月	450トン

※ すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成28年の管理の対象となる期間及び知事管理量は 次表のとおりである。

第1種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成28年4月から平成29年3月	(注)
まあじ	平成28年1月から平成28年12月	若干
まいわし	平成28年1月から平成28年12月	若干
まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月	(注)
するめいか	平成28年4月から平成29年3月	(注)
ずわいがに	平成28年7月から平成29年6月	(注)

(注) すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか及びにずわいがにの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は次表のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる採捕の種類については、「若干」とすることとした。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる採捕の種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数量	
		平成27年	平成28年
ずわいがに	ずわいがにかご漁業	22トン	(注)
	小型機船底びき網漁業	223トン	(注)
	刺し網漁業	187トン	(注)
	その他のかご漁業等	18トン	(注)

(注) 平成28年の数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

#### 【ずわいがに】

ずわいがにかご漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うこととする。更に、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、漁期外でのカニの生息する海域での操業を自粛し、混獲した場合には再放流することとする。

えびかご漁業等のその他のかご漁業等については、従来の操業規制に基づいて操業することとする。

#### 【まあじ】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

#### 【まいわし】

大型定置網漁業、いわし流し網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

#### 【まさば及びごまさば】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どお

りとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業、刺し網漁業（固定式）及びすけとうだら延縄漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

大型定置網漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5 トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあっては、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、漁獲努力量の抑制方策について検討する。

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	平成28年9月 1日から 平成28年10月 31日まで	1,843

6 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種 特定海洋 生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 (板びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次に結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア 山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点	平成28年9月 1日から 平成28年10月 31日まで	1,843

7 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、県が作成した「新潟県資源管理指針」の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告について、迅速な報告の体制の整備を進めること

とする。

#### 8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

### 病院局管理規程

## 新潟県病院局管理規程第22号

新潟県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

新潟県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成17年新潟県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、病院事業管理者が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u> (平成14年法律第153号) 第3条第1項に規定する<u>署名用電子証明書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p>7 病院事業管理者等は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる<u>署名用電子証明書</u>を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、病院事業管理者が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u> (平成14年法律第153号) 第3条第1項に規定する<u>電子証明書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p>7 病院事業管理者等は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる<u>電子証明書</u>を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3) (略)</p>

## 附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

## 企業局管理規程

## 新潟県企業局管理規程第8号

新潟県企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

新潟県企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成17年新潟県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、企業管理者が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u>(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する<u>署名用電子証明書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p>7 企業管理者等は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる<u>署名用電子証明書</u>を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、企業管理者が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u>(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する<u>電子証明書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p>7 企業管理者等は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる<u>電子証明書</u>を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3) (略)</p>

## 附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

## 選挙管理委員会規程

## 新潟県選挙管理委員会規程第21号

新潟県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年12月25日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成17年新潟県選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u> (平成14年法律第153号) 第3条第1項に規定する<u>署名用電子証明書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる<u>署名用電子証明書</u>を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u> (平成14年法律第153号) 第3条第1項に規定する<u>電子証明書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる<u>電子証明書</u>を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3) (略)</p>

## 附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第79号

平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次のとおりである。

平成27年12月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市北区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,499,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	青柳 正司	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	八幡 裕子			平成27年4月11日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額) 円	支 出	
			人件費	円
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	家屋費	371,000
自由民主党新潟支部		300,000	選挙事務所費	5,000
			集合会場費	0
			通信費	5,000
			交通費	0
			印刷費	640,000
			広告費	434,484
			文具費	0
			食糧費	53,400
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		120,000		
今回計		920,000	今回計	1,503,884
前回計		0	前回計	0
総 計		920,000	総 計	1,503,884

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	600,000円
	計	600,000円

報告書受理年月日	平成27年 4月22日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市北区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,499,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	石塚 健	所属党派	無所属	平成27年 2月20日から 期間
出納責任者氏名	齋藤 俊夫			平成27年 4月27日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収 入 (職業)	支 出		円
		（寄附額）	円	
富田 惣衛	無職	90,000	人件費	775,000
善宝 麻由美	無職	90,000	家屋費	82,939
滝澤 純	会社役員	90,000	選挙事務所費	82,939
江川 和子	無職	100,000	集合会場費	0
			通信費	58,525
			交通費	8,613
			印刷費	497,340
			広告費	817,554
			文具費	16,017
			食糧費	210,878
			休泊費	51,700
			雑 費	121,558
その他の寄附	1件	10,000		
その他の収入		2,600,000		
今回計		2,980,000	今回計	2,640,124
前回計		0	前回計	0
総 計		2,980,000	総 計	2,640,124

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	391,500円
	計	391,500円

報告書受理年月日	平成27年 4月27日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市北区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,499,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	石塚 健	所属党派	無所属	期間	平成27年 2月20日から
出納責任者氏名	齋藤 俊夫				平成27年 6月 8日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収入 (職業)	(寄附額) 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	50,000
			選挙事務所費	2,678
			集合会場費	2,678
			通信費	0
			交通費	66,844
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	1,980
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
				57,124
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	178,626
前回計		2,980,000	前回計	2,640,124
総計		2,980,000	総計	2,818,750

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	391,500円
	計	391,500円

報告書受理年月日	平成27年 6月23日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市北区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,499,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	長谷川 優	所属党派	無所属	平成27年 1月 5日から 期間
出納責任者氏名	長谷川 美代子			平成27年 4月11日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
民主党新潟県総支部連合会		700,000	人件費	75,000
民主党新潟県第2区総支部		50,000	家屋費	598,715
			選挙事務所費	598,715
			集合会場費	0
			通信費	30,290
			交通費	0
			印刷費	463,320
			広告費	1,446,029
			文具費	13,975
			食糧費	118,000
			休泊費	0
			雜費	219,526
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		2,000,000		
今回計		2,750,000	今回計	2,964,855
前回計		0	前回計	0
総計		2,750,000	総計	2,964,855

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	463,320円
	計	463,320円

報告書受理年月日	平成27年 4月24日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市東区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 8,636,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	市川政広	所属党派	民主党	期間
出納責任者氏名	遠藤義幸			平成27年4月6日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			人件費	円
市川まさひろ後援会		2,600,000	家屋費	0
民主党新潟県総支部連合会		800,000	選挙事務所費	300,101
民主党新潟県第1区総支部		100,000	集合会場費	283,101
			通信費	17,000
			交通費	0
			印刷費	529,620
			広告費	686,794
			文具費	1,524
			食糧費	219,240
			休泊費	0
			雜費	16,935
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		57		
今回計		3,500,057	今回計	1,754,214
前回計		0	前回計	0
総計		3,500,057	総計	1,754,214

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	384,900円
	計	384,900円

報告書受理年月日	平成27年4月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市東区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 8,636,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	市川政広	所属党派	民主党	平成26年12月29日から 期間
出納責任者氏名	遠藤義幸			平成27年5月18日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	寄附額 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	184,315
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	184,315
前回計		3,500,057	前回計	1,754,214
総計		3,500,057	総計	1,938,529

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	384,900円
	計	384,900円

報告書受理年月日	平成27年5月25日	第2回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市東区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 8,636,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	瀧谷 明治	所属党派	日本共産党	平成27年 2月10日から 期間
出納責任者氏名	中川 明良			平成27年 4月20日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
日本共産党新潟地区委員会		400,000	人件費	72,000
水谷 伸一	無職	72,000	家屋費	201,500
瀧谷 春夫	無職	22,000	選挙事務所費	200,000
			集合会場費	1,500
			通信費	53,749
			交通費	0
			印刷費	17,390
			広告費	69,984
			文具費	0
			食糧費	51,642
			休泊費	0
			雑 費	42,980
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		15,245		
今回計		509,245	今回計	509,245
前回計		0	前回計	0
総 計		509,245	総 計	509,245

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成27年 4月27日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市東区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 8,636,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	渡辺 悅夫	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	渡辺 守郎			平成27年 3月31日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			人件費	円
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	家屋費	0
自由民主党新潟支部		300,000	選挙事務所費	0
川崎 洋一	会社員	108,000	集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	704,000
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	283,300
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		3,500,000		
今回計		4,408,000	今回計	1,095,300
前回計		0	前回計	0
総 計		4,408,000	総 計	1,095,300

支出のうち公費 負担相当額	項目		金額	
	ポスターの作成			
	計			
			704,000円	
			704,000円	

報告書受理年月日	平成27年 4月24日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市東区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 8,636,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	渡辺 悅夫	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	渡辺 守郎			平成27年4月20日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収入 (職業)	(寄附額) 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	1,136,400
			集合会場費	0
			通信費	1,009,922
			交通費	162,198
			印刷費	219,491
			広告費	523,000
			文具費	202,983
			食糧費	40,018
			休泊費	0
			雜費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	3,294,012
前回計		4,408,000	前回計	1,095,300
総計		4,408,000	総計	4,389,312

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	704,000円
	計	704,000円

報告書受理年月日	平成27年 6月 3日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市中央区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,958,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	上杉 知之	所属党派	民主党	期間
出納責任者氏名	横川 敦			平成27年4月12日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	支	出	円
			入	出	
民主党政新潟県総支部連合会		800,000	人件費	0	
民主党新潟県第1区総支部		100,000	家屋費	1,155,137	
			選挙事務所費	1,155,137	
			集合会場費	0	
			通信費	0	
			交通費	11,600	
			印刷費	220,320	
			広告費	151,200	
			文具費	15,680	
			食糧費	47,655	
			休泊費	0	
			雜費	16,702	
その他の寄附	0件	0			
その他の収入		2,000,000			
今回計		2,900,000	今回計	1,618,294	
前回計		0	前回計	0	
総計		2,900,000	総計	1,618,294	

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	129,600円
	計	129,600円

報告書受理年月日	平成27年4月27日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市中央区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,958,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	上杉 知之	所属党派	民主党	平成26年12月26日から 期間
出納責任者氏名	横川 敦			平成27年 4月12日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	支出 円 (寄附額)	円
			人件費 270,000
			家屋費 0
			選挙事務所費 0
			集合会場費 0
			通信費 0
			交通費 0
			印刷費 0
			広告費 0
			文具費 0
			食糧費 0
			休泊費 0
			雜費 0
その他の寄附	0件	0	
その他の収入	0		
今回計	0	今回計	270,000
前回計	2,900,000	前回計	1,618,294
総計	2,900,000	総計	1,888,294

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	129,600円
	計	129,600円

報告書受理年月日	平成27年 5月15日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市中央区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,958,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小島 隆	所属党派	自由民主党	平成26年12月19日から 期間
出納責任者氏名	富山 修一			平成27年4月21日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	人件費	40,000
自由民主党新潟支部		300,000	家屋費	62,500
			選挙事務所費	0
			集合会場費	62,500
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	834,844
			広告費	451,980
			文具費	0
			食糧費	57,980
			休泊費	0
			雜費	270
その他の寄附	8件	40,000		
その他の収入		3,000,000		
今回計		3,840,000	今回計	1,447,574
前回計		0	前回計	0
総計		3,840,000	総計	1,447,574

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	834,844円
	計	834,844円

報告書受理年月日	平成27年4月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- |   |   |
|---|---|
| 1 選挙の種類                                       | 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙<br>(新潟市中央区選挙区) |
| 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額<br>(法定選挙運動費用額) | 7,958,100 円                             |
| 3 報告書の要旨                                      |   |

候補者氏名	小島 隆	所属党派	自由民主党	平成26年12月19日から 期間
出納責任者氏名	富山 修一			平成27年 4月27日まで

主たる寄附 〔氏名〕 団体名	収入 (職業) 円	支 出 円
		人件費 250,000
		家屋費 26,136
		選挙事務所費 0
		集合会場費 26,136
		通信費 0
		交通費 0
		印刷費 0
		広告費 0
		文具費 0
		食糧費 0
		休泊費 0
		雜費 108
その他の寄附	0件	0
その他の収入		
今回計	0	今回計 276,244
前回計	3,840,000	前回計 1,447,574
総計	3,840,000	総計 1,723,818

項目	金額
ポスターの作成	834,844円
計	834,844円

報告書受理年月日 平成27年 4月30日 第2回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市中央区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,958,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	志田 邦男	所属党派	公明党	期間
出納責任者氏名	小出 昭男			平成27年 4月12日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
公明党新潟第一総支部		1,124,926		
			人件費	0
			家屋費	111,040
			選挙事務所費	111,040
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	652,902
			広告費	763,838
			文具費	8,945
			食糧費	102,459
			休泊費	0
			雜費	39,842
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		1,124,926	今回計	1,679,026
前回計		0	前回計	0
総計		1,124,926	総計	1,679,026

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	554,100円
	計	554,100円

報告書受理年月日	平成27年 4月24日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市中央区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,958,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	町田 明広	所属党派	日本共産党	平成27年 3月10日から 期間
出納責任者氏名	上野 邦雄			平成27年 4月20日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			人件費	円
日本共産党新潟県委員会		60,000	家屋費	440,800
日本共産党新潟地区委員会		412,324	選挙事務所費	150,469
目崎 良治	無職	90,000	集合会場費	147,469
上野 邦雄	無職	40,000	通信費	3,000
棚橋 尚子	団体職員	90,000	交通費	6,067
佐藤 美代子	無職	90,000	印刷費	282,580
日下部 秀司	自営業	20,000	広告費	164,068
関 正和	無職	28,800	文具費	2,128
杉崎 紘子	自営業	32,000	食糧費	78,596
			休泊費	0
			雑 費	4,976
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		863,124	今回計	1,129,684
前回計		0	前回計	0
総 計		863,124	総 計	1,129,684

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	266,560円
	計	266,560円

報告書受理年月日	平成27年 4月24日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市中央区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,958,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	町田 明広	所属党派	日本共産党	平成27年 3月10日から 期間
出納責任者氏名	上野 邦雄			平成27年 5月11日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
日本共産党新潟地区委員会		12,688	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	12,688
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雜費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		12,688	今回計	12,688
前回計		863,124	前回計	1,129,684
総計		875,812	総計	1,142,372

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	266,560円
	計	266,560円

報告書受理年月日	平成27年 5月11日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市江南区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 8,600,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 純	所属党派	自由民主党	期間
出納責任者氏名	土屋 敏夫			平成27年4月3日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
自由民主党新潟県支部連合会		500,000		
			人件費	65,000
			家屋費	10,000
			選挙事務所費	10,000
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	557,300
			広告費	183,600
			文具費	0
			食糧費	27,000
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		700,000		
今回計		1,200,000	今回計	842,900
前回計		0	前回計	0
総計		1,200,000	総計	842,900

支出のうち公費 負担相当額	項目		金額
	ポスターの作成		503,300円
	計		503,300円

報告書受理年月日	平成27年4月15日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市秋葉区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,571,200円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小島晋	所属党派	民主党	平成27年2月6日から 期間
出納責任者氏名	小島晋			平成27年4月23日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額) 円	支 出	
			入	出
民主党新潟県総支部連合会		1,200,000	人件費	100,000
民主党新潟県第4区総支部		50,000	家屋費	7,333
			選挙事務所費	7,333
			集合会場費	0
			通信費	21,373
			交通費	0
			印刷費	847,800
			広告費	646,639
			文具費	7,189
			食糧費	30,029
			休泊費	0
			雜費	14,150
その他の寄附	6件	60,000		
その他の収入		500,000		
今回計		1,810,000	今回計	1,674,513
前回計		0	前回計	0
総計		1,810,000	総計	1,674,513

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	718,200円
	計	718,200円

報告書受理年月日	平成27年4月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市秋葉区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,571,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小島晋	所属党派	民主党	期間
出納責任者氏名	小島晋			平成27年5月21日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支	出	円
			入	出	
			人件費	0	0
			家屋費	0	0
			選挙事務所費	0	0
			集合会場費	0	0
			通信費	9,706	9,706
			交通費	0	0
			印刷費	0	0
			広告費	0	0
			文具費	0	0
			食糧費	0	0
			休泊費	0	0
			雑費	0	0
その他の寄附	0件	0			
その他の収入	0				
今回計	0		今回計	9,706	9,706
前回計	1,810,000		前回計	1,674,513	1,674,513
総計	1,810,000		総計	1,684,219	1,684,219

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	718,200円
	計	718,200円

報告書受理年月日	平成27年5月25日	第2回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市秋葉区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,571,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小林一大	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	小林由実			平成27年4月3日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			人件費	円
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	家屋費	24,000
成澤 勝男	無職	100,000	選挙事務所費	504,335
長谷川 長栄	会社員	50,000	集合会場費	504,335
高橋 道子	無職	30,000	通信費	0
			交通費	36,951
			印刷費	0
			広告費	415,800
			文具費	402,077
			食糧費	9,869
			休泊費	7,200
			雑 費	0
				59,822
その他の寄附	5件	38,000		
その他の収入		3,498,000		
今回計		4,216,000	今回計	1,460,054
前回計		0	前回計	0
総 計		4,216,000	総 計	1,460,054

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	415,800円
	計	415,800円

報告書受理年月日	平成27年4月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市秋葉区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,571,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小林一大	所属党派	自由民主党	期間
出納責任者氏名	小林由実			平成27年4月17日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	寄附額 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	18,751
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	18,751
前回計		4,216,000	前回計	1,460,054
総計		4,216,000	総計	1,478,805

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	415,800円
	計	415,800円

報告書受理年月日	平成27年5月14日	第2回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市南区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,101,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	笠原 義宗	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	吉田 金豊			平成27年4月6日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
自由民主党新潟県支部連合会		500,000		
			人件費	30,000
			家屋費	412,170
			選挙事務所費	412,170
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	582,000
			広告費	484,180
			文具費	0
			食糧費	2,751
			休泊費	0
			雑費	40,696
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,051,797		
今回計		1,551,797	今回計	1,551,797
前回計		0	前回計	0
総計		1,551,797	総計	1,551,797

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	582,000円
	計	582,000円

報告書受理年月日	平成27年4月27日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,484,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	青木 太一郎	所属党派	無所属	平成27年 3月10日から 期間
出納責任者氏名	平野 正一			平成27年 4月22日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	支出 円 (寄附額)	円	
			人件費	家屋費
後藤 敦子	会社員	30,000	選挙事務所費	104,000
樺内 公子	無職	30,000	集合会場費	47,300
武田 恵子	無職	30,000	通信費	102,351
			交通費	0
			印刷費	943,904
			広告費	403,730
			文具費	14,430
			食糧費	30,434
			休泊費	0
			雜費	30,240
その他の寄附	15件	150,000		
その他の収入		1,303,909		
今回計		1,543,909	今回計	2,391,389
前回計		0	前回計	0
総計		1,543,909	総計	2,391,389

支出のうち公費 負担相当額	項目		金額
	ポスターの作成		865,280円
	計		865,280円

報告書受理年月日	平成27年 4月24日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,484,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	青木 太一郎	所属党派	無所属	平成27年 3月10日から 期間
出納責任者氏名	平野 正一			平成27年 5月21日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	寄附額 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	35,972
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		18,172		
今回計		18,172	今回計	35,972
前回計		1,543,909	前回計	2,391,389
総計		1,562,081	総計	2,427,361

支出のうち公費 負担相当額	項目		金額
	ポスターの作成		865,280円
	計		865,280円

報告書受理年月日	平成27年 5月28日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,484,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	大渕 健	所属党派	民主党	平成27年 1月 1日から 期間
出納責任者氏名	大渕 智絵			平成27年 4月24日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額) 円	支	出	円
			入	出	
民主党新潟県総支部連合会		800,000	人件費		948,245
民主党新潟県第1区総支部		100,000	家屋費		43,500
石川 孝紀	無職	50,000	選挙事務所費		43,500
岡澤 憲司	無職	60,000	集合会場費		0
神林 悅雄	アルバイト	30,000	通信費		4,693
笛川 敏夫	会社員	20,000	交通費		4,193
佐藤 保二	無職	20,000	印刷費		894,868
田村 貞一	会社員	20,000	広告費		1,063,649
速水 美恵子	無職	40,000	文具費		20,537
古川 淑子	無職	70,000	食糧費		115,974
堀井 勝夫	無職	20,000	休泊費		0
本間 勇	無職	90,000	雑費		32,073
本間 涼子	会社員	45,000			
その他の寄附		5件 50,000			
その他の収入		1,000,000			
今回計		2,415,000	今回計		3,127,732
前回計		0	前回計		0
総計		2,415,000	総計		3,127,732

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	825,000円
	計	825,000円

報告書受理年月日	平成27年 4月27日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,484,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	大渕 健	所属党派	民主党	平成27年 1月 1日から 期間
出納責任者氏名	大渕 智絵			平成27年 5月25日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収入 (職業)	寄附額 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	7,627
			交通費	0
			印刷費	30,000
			広告費	0
			文具費	6,449
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	10,984
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	55,060
前回計		2,415,000	前回計	3,127,732
総計		2,415,000	総計	3,182,792

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	825,000円
	計	825,000円

報告書受理年月日	平成27年 5月28日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,484,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高橋直揮	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	高橋綾子			平成27年4月23日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	人件費	467,500
自由民主党新潟支部		300,000	家屋費	950,968
			選挙事務所費	925,968
			集合会場費	25,000
			通信費	8,502
			交通費	0
			印刷費	885,160
			広告費	66,000
			文具費	20,066
			食糧費	97,395
			休泊費	0
			雜費	173,190
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		3,200,000		
今回計		4,000,000	今回計	2,668,781
前回計		0	前回計	0
総計		4,000,000	総計	2,668,781

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	775,000円
	計	775,000円

報告書受理年月日	平成27年4月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,484,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高橋直揮	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	高橋綾子			平成27年5月21日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収入 (職業)	(寄附額) 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	36,450
			集合会場費	0
			通信費	31,762
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	68,212
前回計		4,000,000	前回計	2,668,781
総計		4,000,000	総計	2,736,993

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	775,000円
	計	775,000円

報告書受理年月日	平成27年6月1日	第2回報告分
----------	-----------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,484,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	武田勝利	所属党派	日本共産党	平成27年2月11日から 期間
出納責任者氏名	阿部正子			平成27年4月21日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			人件費	円
日本共産党新潟地区委員会		500,000	家屋費	0
			選挙事務所費	55,000
			集合会場費	55,000
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	336,086
			広告費	173,772
			文具費	0
			食糧費	32,470
			休泊費	0
			雑費	23,267
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		500,000	今回計	620,595
前回計		0	前回計	0
総計		500,000	総計	620,595

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	319,396円
	計	319,396円

報告書受理年月日	平成27年4月23日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,484,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	武田勝利	所属党派	日本共産党	平成27年2月11日から 期間
出納責任者氏名	阿部正子			平成27年5月7日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	寄附額 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	50,924
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	50,924
前回計		500,000	前回計	620,595
総計		500,000	総計	671,519

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	319,396円
	計	319,396円

報告書受理年月日	平成27年6月10日	第2回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,484,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	野口 よそ美	所属党派	無所属	平成27年 1月31日から 期間
出納責任者氏名	野口 吉泰			平成27年 4月24日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収入 (職業)	(寄附額) 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	94,000
			集合会場費	90,000
			通信費	4,000
			交通費	54,787
			印刷費	14,000
			広告費	825,000
			文具費	120,000
			食糧費	608
			休泊費	72,000
			雜費	0
				9,697
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,400,000		
今回計		1,400,000	今回計	1,190,092
前回計		0	前回計	0
総計		1,400,000	総計	1,190,092

支出のうち公費 負担相当額	項目		金額	
	ポスターの作成			
	計			
			825,000円	
			825,000円	

報告書受理年月日	平成27年 4月24日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,484,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	野口 よそ美	所属党派	無所属	平成27年 1月31日から 期間
出納責任者氏名	野口 吉泰			平成27年 4月24日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	支出 円	円
			入 出
		人件費	0
		家屋費	0
		選挙事務所費	0
		集合会場費	0
		通信費	0
		交通費	0
		印刷費	0
		広告費	136,080
		文具費	0
		食糧費	0
		休泊費	0
		雑費	0
その他の寄附	0件	0	
その他の収入	0		
今回計	0	今回計	136,080
前回計	1,400,000	前回計	1,190,092
総計	1,400,000	総計	1,326,172

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	825,000円
	計	825,000円

報告書受理年月日	平成27年 6月 9日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西蒲区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 8,052,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	五十嵐 諭	所属党派	自由民主党	平成27年 1月27日から 期間
出納責任者氏名	小池 康太			平成27年 4月11日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	人件費	506,000
西蒲を良くする会		2,805,000	家屋費	221,478
佐藤 美代子 主婦		115,000	選挙事務所費	211,478
			集合会場費	10,000
			通信費	1,312
			交通費	0
			印刷費	835,200
			広告費	0
			文具費	13,529
			食糧費	119,172
			休泊費	0
			雜費	165,449
その他の寄附	1件	10,000		
その他の収入		0		
今回計		3,430,000	今回計	1,862,140
前回計		0	前回計	0
総 計		3,430,000	総 計	1,862,140

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	835,200円
計		835,200円

報告書受理年月日

平成27年 4月26日

第1回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西蒲区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 8,052,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	五十嵐 諭	所属党派	自由民主党	平成27年 1月27日から 期間
出納責任者氏名	小池 康太			平成27年 4月11日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収入 (職業)	寄附額 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	40,189
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	843,528
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	205,053
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	1,088,770
前回計		3,430,000	前回計	1,862,140
総計		3,430,000	総計	2,950,910

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	835,200円
	計	835,200円

報告書受理年月日	平成27年 6月10日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西蒲区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 8,052,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	重川 隆廣	所属党派	無所属	平成27年 2月 1日から 期間
出納責任者氏名	遠藤 範昭			平成27年 4月11日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収入 (職業)	支出 円	円
			人件費
			451,000
			家屋費 23,000
			選挙事務所費 23,000
			集合会場費 0
			通信費 0
			交通費 0
			印刷費 994,680
			広告費 1,103,220
			文具費 21,904
			食糧費 368,812
			休泊費 0
			雜費 17,578
その他の寄附	7件 28,000		
その他の収入	2,196,194		
今回計	2,224,194	今回計	2,980,194
前回計	0	前回計	0
総計	2,224,194	総計	2,980,194

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	756,000円
	計	756,000円

報告書受理年月日	平成27年 4月27日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西蒲区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 8,052,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	重川 隆廣	所属党派	無所属	平成27年 2月 1日から 期間
出納責任者氏名	遠藤 範昭			平成27年 4月30日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収入 (職業)	(寄附額) 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	2,052,000
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	83,500
			休泊費	0
			雜費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		2,135,500		
今回計		2,135,500	今回計	2,135,500
前回計		2,224,194	前回計	2,980,194
総計		4,359,694	総計	5,115,694

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	756,000円
	計	756,000円

報告書受理年月日	平成27年 5月 7日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西蒲区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 8,052,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	重川 隆廣	所属党派	無所属	平成27年 2月 1日から 期間
出納責任者氏名	遠藤 範昭			平成27年 5月22日まで 第3回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収入 (職業)	支出 円	円
			入 出
		人件費	0
		家屋費	33,500
		選挙事務所費	33,500
		集合会場費	0
		通信費	44,712
		交通費	0
		印刷費	0
		広告費	221,054
		文具費	0
		食糧費	0
		休泊費	0
		雜費	4,536
その他の寄附	0件	0	
その他の収入		303,802	
今回計		303,802	今回計 303,802
前回計		4,359,694	前回計 5,115,694
総計		4,663,496	総計 5,419,496

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	756,000円
	計	756,000円

報告書受理年月日	平成27年 5月27日	第3回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西蒲区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 8,052,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	米山昇	所属党派	無所属	平成27年1月10日から 期間
出納責任者氏名	石井保男			平成27年4月21日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
西川 哲司	会社役員	100,000	人件費	437,000
朝妻 敏和	無職	45,000	家屋費	479,269
渡辺 忠	無職	40,000	選挙事務所費	474,269
社会民主党新潟県連合		500,000	集合会場費	5,000
			通信費	0
			交通費	17,000
			印刷費	860,000
			広告費	163,280
			文具費	9,059
			食糧費	95,471
			休泊費	0
			雜費	10,615
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		2,000,000		
今回計		2,685,000	今回計	2,071,694
前回計		0	前回計	0
総 計		2,685,000	総 計	2,071,694

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	810,000円
	計	810,000円

報告書受理年月日

平成27年 4月27日

第1回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新潟市西蒲区選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 8,052,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	米山昇	所属党派	無所属	期間
出納責任者氏名	石井保男			平成27年 6月25日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	1,780
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雜費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入	0			
今回計	0		今回計	1,780
前回計	2,685,000		前回計	2,071,694
総計	2,685,000		総計	2,073,474

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	810,000円
	計	810,000円

報告書受理年月日	平成27年 7月21日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(長岡市三島郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,113,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	荒木 キヌヨ	所属党派	無所属の会(インデペンデントクラブ)	平成26年11月 1日から 期間
出納責任者氏名	金 安 一 義			平成27年 4月11日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	支出 円	円
			入
		人件費	678,000
		家屋費	1,024,500
		選挙事務所費	968,000
		集合会場費	56,500
		通信費	214,431
		交通費	3,218
		印刷費	1,750,604
		広告費	79,920
		文具費	650,000
		食糧費	0
		休泊費	0
		雜費	237,263
その他の寄附	0件	0	
その他の収入		6,000,000	
今回計		6,000,000	今回計 4,637,936
前回計		0	前回計 0
総計		6,000,000	総計 4,637,936

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	1,120,100円
	計	1,120,100円

報告書受理年月日	平成27年 4月27日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(長岡市三島郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,113,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	荒木 キヌヨ	所属党派	無所属の会(インデペンデントクラブ)	平成26年11月 1日から 期間
出納責任者氏名	金 安 一 義			平成27年 4月30日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収 入 (職業)	(寄附額)	支 出	
			円	円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	24,264
			交通費	50,296
			印刷費	0
			広告費	288,360
			文具費	150,000
			食糧費	305,390
			休泊費	0
			雜費	30,770
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	849,080
前回計		6,000,000	前回計	4,637,936
総 計		6,000,000	総 計	5,487,016

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	1,120,100円
	計	1,120,100円

報告書受理年月日	平成27年 5月 1日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(長岡市三島郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,113,700円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	安沢峰子	所属党派	公明党	平成27年2月27日から 期間
出納責任者氏名	山本誠一			平成27年4月20日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
公明党新潟第二総支部		1,349,624		
			人件費	270,000
			家屋費	237,000
			選挙事務所費	237,000
			集合会場費	0
			通信費	7,020
			交通費	79,570
			印刷費	473,046
			広告費	533,126
			文具費	3,780
			食糧費	56,345
			休泊費	124,200
			雜費	6,177
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		1,349,624	今回計	1,790,264
前回計		0	前回計	0
総計		1,349,624	総計	1,790,264

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	440,640円
	計	440,640円

報告書受理年月日	平成27年4月27日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(長岡市三島郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,113,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	長 部 登	所属党派	社会民主党	平成27年 1月 9日から 期間
出納責任者氏名	石川 智一			平成27年 4月11日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	登記業 (職業)	寄附額 円	支 出	
			人件費	円
社会民主党新潟県連合		1,000,000	家屋費	740,000
櫻井 益樹	無職	90,000	選挙事務所費	949,980
稲田 新介	無職	90,000	集合会場費	922,580
加藤 隆夫	無職	90,000	通信費	27,400
杉田 一郎	無職	90,000	交通費	37,786
川上 康男	無職	90,000	印刷費	0
山内 武雄	無職	40,000	広告費	1,466,640
広田 隆	無職	40,000	文具費	645,538
田辺 高行	無職	50,000	食糧費	20,692
諏訪 文子	無職	60,000	休泊費	24,300
斎藤 深雪	事務員	40,000	雑 費	0
丸山 加代	会社員	30,000		43,376
佐藤 栄子	無職	30,000		
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		2,500,000		
今回計		4,240,000	今回計	3,928,312
前回計		0	前回計	0
総 計		4,240,000	総 計	3,928,312

支出のうち公費 負担相当額	項目		金額	
	ポスターの作成			
	計			
			1,231,200円	
			1,231,200円	

報告書受理年月日

平成27年 4月20日

第1回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(長岡市三島郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,113,700円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	長 部 登	所属党派	社会民主党	平成27年 1月 9日から 期間
出納責任者氏名	石川 智一			平成27年 5月11日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収 入 (職業)	(寄附額) 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	15,364
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	15,364
前回計		4,240,000	前回計	3,928,312
総 計		4,240,000	総 計	3,943,676

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	1,231,200円
	計	1,231,200円

報告書受理年月日	平成27年 5月15日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(長岡市三島郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,113,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	柄沢 正三	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	伊津 美葉子			平成27年 4月21日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			支 出	円
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	人件費	435,000
			家屋費	81,529
			選挙事務所費	75,529
			集合会場費	6,000
			通信費	0
			交通費	47,507
			印刷費	1,287,200
			広告費	1,024,056
			文具費	36,264
			食糧費	393,500
			休泊費	0
			雜費	251,278
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		2,082,334		
今回計		2,582,334	今回計	3,556,334
前回計		0	前回計	0
総 計		2,582,334	総 計	3,556,334

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	974,000円
	計	974,000円

報告書受理年月日	平成27年 4月23日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(長岡市三島郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,113,700円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	柄沢 正三	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	伊津 美葉子			平成27年5月8日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	支出 円	円
			入 出
		人件費	0
		家屋費	0
		選挙事務所費	0
		集合会場費	0
		通信費	61,982
		交通費	0
		印刷費	0
		広告費	0
		文具費	0
		食糧費	0
		休泊費	0
		雜費	36,872
その他の寄附	0件	0	
その他の収入		98,854	
今回計		98,854	今回計 98,854
前回計		2,582,334	前回計 3,556,334
総計		2,681,188	総計 3,655,188

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	974,000円
	計	974,000円

報告書受理年月日	平成27年5月8日	第2回報告分
----------	-----------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(長岡市三島郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,113,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤伸広	所属党派	民主党	期間
出納責任者氏名	佐藤美奈子			平成27年4月11日まで 第1回分

収入			支出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	円	円
中島 恵松	会社役員	180,000	人件費	270,000
民主ながおか		36,000	家屋費	36,000
JAM政治連盟		50,000	選挙事務所費	36,000
JAM新潟政治連盟		200,000	集合会場費	0
民主党新潟県第4区総支部		50,000	通信費	0
全国製造基盤フォーラム		20,000	交通費	0
高橋 賴子	無職	20,000	印刷費	1,251,360
民主党新潟県総支部連合会		1,200,000	広告費	684,559
			文具費	0
			食糧費	92,782
			休泊費	100,940
			雑費	0
その他の寄附	3件	30,000		
その他の収入		0		
今回計		1,786,000	今回計	2,435,641
前回計		0	前回計	0
総計		1,786,000	総計	2,435,641

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	1,152,000円
	計	1,152,000円

報告書受理年月日

平成27年4月24日

第1回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(長岡市三島郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,113,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	竹島 良子	所属党派	日本共産党	平成27年 2月27日から 期間
出納責任者氏名	竹島 久一郎			平成27年 4月9日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	円	円
日本共産党中央越地区委員会		1,400,000	人件費	300,000
今井 幸三	無職	90,000	家屋費	105,000
武藤 元美	市議会議員	55,000	選挙事務所費	105,000
樋口 ナミ	無職	20,000	集合会場費	0
土田 美佐子	事務職員	20,000	通信費	16,691
加藤 シズ	無職	20,000	交通費	1,300
馬場 信子	無職	20,000	印刷費	1,078,000
			広告費	0
			文具費	2,776
			食糧費	231,505
			休泊費	53,440
			雑 費	38,634
その他の寄附	10件	75,000		
その他の収入		0		
今回計		1,700,000	今回計	1,827,346
前回計		0	前回計	0
総 計		1,700,000	総 計	1,827,346

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	1,078,000円
	計	1,078,000円

報告書受理年月日	平成27年 4月27日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(長岡市三島郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,113,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	竹島 良子	所属党派	日本共産党	平成27年 2月27日から 期間
出納責任者氏名	竹島 久一郎			平成27年 5月22日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	寄附額 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	17,987
			交通費	0
			印刷費	125,280
			広告費	162,000
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	18,083
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	323,350
前回計		1,700,000	前回計	1,827,346
総計		1,700,000	総計	2,150,696

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	1,078,000円
	計	1,078,000円

報告書受理年月日	平成27年 5月25日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(長岡市三島郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,113,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	西川 洋吉	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	渡邊 正行			平成27年4月25日まで 第1回分

収入			支出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	円	円
自由民主党新潟県支部連合会 佐野 二三	会社役員	500,000 400,000	人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雜費	1,158,505 411,000 400,000 11,000 123,622 0 758,790 0 58,825 130,443 0 224,269
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,344,904		
今回計		2,244,904	今回計	2,865,454
前回計		0	前回計	0
総計		2,244,904	総計	2,865,454

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	620,550円
計		620,550円

報告書受理年月日	平成27年4月27日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(長岡市三島郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,113,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	星野 伊佐夫	所属党派	自由民主党	期間
出納責任者氏名	金内省治			平成27年4月20日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	円	円
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	人件費	1,386,000
自由民主党新潟県長岡市・古志郡第一支部		5,000,000	家屋費	1,990,507
			選挙事務所費	1,544,999
			集合会場費	445,508
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	423,000
			広告費	308,457
			文具費	135,669
			食糧費	0
			休泊費	0
			雜費	222,134
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		5,500,000	今回計	4,465,767
前回計		0	前回計	0
総計		5,500,000	総計	4,465,767

支出のうち公費 負担相当額	項目		金額	
	ポスターの作成			
	計			
			423,000円	
			423,000円	

報告書受理年月日	平成27年4月20日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(長岡市三島郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,113,700円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	星野 伊佐夫	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	金内省治			平成27年4月30日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収入		支出	
	(職業)	(寄附額)	円	円
自由民主党新潟県長岡市・古志郡第一支部		500,000	人件費	0
			家屋費	1,129,680
			選挙事務所費	1,075,788
			集合会場費	53,892
			通信費	190,296
			交通費	0
			印刷費	98,604
			広告費	239,760
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		500,000	今回計	1,658,340
前回計		5,500,000	前回計	4,465,767
総計		6,000,000	総計	6,124,107

支出のうち公費 負担相当額	項目		金額
	ポスターの作成		423,000円
	計		423,000円

報告書受理年月日	平成27年4月30日	第2回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(上越市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,614,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	秋山 三枝子	所属党派	無所属	平成27年 1月30日から 期間
出納責任者氏名	塙田 俊幸			平成27年 4月13日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
民主党新潟県総支部連合会		700,000		
			人件費	457,740
			家屋費	60,084
			選挙事務所費	57,084
			集合会場費	3,000
			通信費	656
			交通費	2,000
			印刷費	658,023
			広告費	1,177,023
			文具費	540
			食糧費	157,572
			休泊費	0
			雜費	20,400
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		2,000,000		
今回計		2,700,000	今回計	2,534,038
前回計		0	前回計	0
総計		2,700,000	総計	2,534,038

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	611,000円
	計	611,000円

報告書受理年月日	平成27年 4月24日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(上越市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,614,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	秋山 三枝子	所属党派	無所属	平成27年 1月30日から 期間
出納責任者氏名	塙 田 俊幸			平成27年 5月22日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	(寄附額) 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	128,731
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	7,684
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	136,415
前回計		2,700,000	前回計	2,534,038
総計		2,700,000	総計	2,670,453

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	611,000円
	計	611,000円

報告書受理年月日	平成27年 7月22日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(上越市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,614,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小林 林一	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	小林 のり子			平成27年4月11日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	支 出	
			円	円
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	人件費	505,000
川村 實	無職	30,000	家屋費	1,346,764
笠松 博明	会社員	30,000	選挙事務所費	1,258,264
高橋 猛	無職	20,000	集合会場費	88,500
相馬 保輔	農業	50,000	通信費	196,405
			交通費	161,039
			印刷費	1,232,800
			広告費	101,040
			文具費	89,518
			食糧費	99,093
			休泊費	0
			雜費	121,858
その他の寄附	31件	310,000		
その他の収入		3,500,000		
今回計		4,440,000	今回計	3,853,517
前回計		0	前回計	0
総 計		4,440,000	総 計	3,853,517

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	1,060,000円
	計	1,060,000円

報告書受理年月日

平成27年 4月27日

第1回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(上越市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,614,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小山 芳元	所属党派	社会民主党	平成27年 1月28日から 期間
出納責任者氏名	藤井 和則			平成27年 4月24日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
社会民主党新潟県連合		1,500,000		人件費 558,000 家屋費 120,830 選挙事務所費 106,330 集合会場費 14,500 通信費 8,375 交通費 540 印刷費 648,060 広告費 1,012,090 文具費 0 食糧費 129,000 休泊費 0 雜費 25,536
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,000,000		
今回計		2,500,000	今回計	2,502,431
前回計		0	前回計	0
総 計		2,500,000	総 計	2,502,431

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	546,000円
	計	546,000円

報告書受理年月日	平成27年 4月24日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(上越市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,614,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	榆井辰雄	所属党派	自由民主党	平成27年2月5日から 期間
出納責任者氏名	山宮良子			平成27年4月21日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			人件費	円
中田 達雄	会社役員	50,000	家屋費	897,430
青木 昭三	農業	300,000	選挙事務所費	333,570
榆井 隆夫	会社員	50,000	集合会場費	265,240
片桐 洋行	会社役員	30,000	通信費	68,330
渡辺 信夫	会社役員	50,000	交通費	118,506
木村 春夫	無職	30,000	印刷費	129,825
自由民主党新潟県支部連合会		50,000	広告費	849,420
			文具費	442,930
			食糧費	55,344
			休泊費	218,359
			雑 費	0
				63,781
その他の寄附		5件 45,000		
その他の収入		4,500,000		
今回計		5,105,000	今回計	3,109,165
前回計		0	前回計	0
総 計		5,105,000	総 計	3,109,165

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	849,420円
	計	849,420円

報告書受理年月日

平成27年4月27日

第1回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(上越市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,614,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	榆井辰雄	所属党派	自由民主党	平成27年2月5日から 期間
出納責任者氏名	山宮良子			平成27年5月20日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	寄附額 円	支出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	151,120
			集合会場費	146,120
			通信費	5,000
			交通費	45,372
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雜費	26,881
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	223,373
前回計		5,105,000	前回計	3,109,165
総計		5,105,000	総計	3,332,538

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	849,420円
	計	849,420円

報告書受理年月日	平成27年6月3日	第2回報告分
----------	-----------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(上越市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,614,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	橋爪法一	所属党派	日本共産党	平成27年3月23日から 期間
出納責任者氏名	橋本正幸			平成27年4月21日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
日本共産党上越地区委員会		295,805		
			人件費	134,000
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	32,952
			交通費	0
			印刷費	461,770
			広告費	44,188
			文具費	18,988
			食糧費	41,855
			休泊費	0
			雜費	2,692
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		295,805	今回計	736,445
前回計		0	前回計	0
総計		295,805	総計	736,445

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	440,640円
	計	440,640円

報告書受理年月日	平成27年4月27日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(上越市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,614,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	矢野学	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	石野哲夫			平成27年4月3日まで 第1回分

収入			支出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	円	円
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	人件費	1,774,000
武田 正一	農業	90,000	家屋費	60,000
羽深 栄一	農業	90,000	選挙事務所費	20,000
渡部 攻	無職	90,000	集合会場費	40,000
角張 保	無職	90,000	通信費	0
高橋 洋一	無職	90,000	交通費	0
杉田 幸作	会社員	90,000	印刷費	907,200
青木 完	会社員	90,000	広告費	445,824
中島 美和	無職	90,000	文具費	0
保坂 清美	自営業	90,000	食糧費	0
北島 朝子	会社役員	90,000	休泊費	0
竹内 チサト	無職	20,000	雑費	0
その他の寄附	22件	110,000		
その他の収入		1,657,024		
今回計		3,187,024	今回計	3,187,024
前回計		0	前回計	0
総計		3,187,024	総計	3,187,024

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	756,000円
	計	756,000円

報告書受理年月日	平成27年4月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(三条市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,386,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	坂田光子	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	坂田達彦			平成27年4月11日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	人件費	875,000
日本薬剤師連盟		300,000	家屋費	131,640
			選挙事務所費	30,000
			集合会場費	101,640
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	1,105,206
			広告費	269,556
			文具費	25,921
			食糧費	78,072
			休泊費	0
			雜費	6,222
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,000,000		
今回計		1,800,000	今回計	2,491,617
前回計		0	前回計	0
総計		1,800,000	総計	2,491,617

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	992,886円
	計	992,886円

報告書受理年月日	平成27年4月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(三条市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,386,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	坂田光子	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	坂田達彦			平成27年5月27日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	寄附額 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	12,314
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雜費	12,012
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	24,326
前回計		1,800,000	前回計	2,491,617
総計		1,800,000	総計	2,515,943

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	992,886円
	計	992,886円

報告書受理年月日	平成27年6月9日	第2回報告分
----------	-----------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(三条市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,386,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 卓之	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	佐藤 圭輔			平成27年4月27日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
自由民主党新潟県支部連合会		500,000		
			人件費	443,000
			家屋費	242,234
			選挙事務所費	242,234
			集合会場費	0
			通信費	6,452
			交通費	0
			印刷費	740,060
			広告費	150,000
			文具費	6,620
			食糧費	77,961
			休泊費	0
			雜費	17,825
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,500,000		
今回計		2,000,000	今回計	1,684,152
前回計		0	前回計	0
総 計		2,000,000	総 計	1,684,152

支出のうち公費 負担相当額	項目		金額
	ポスターの作成	計	
			651,500円
			651,500円

報告書受理年月日	平成27年 4月27日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(三条市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,386,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	田村正宏	所属党派	無所属	平成27年2月27日から 期間
出納責任者氏名	田村正宏			平成27年4月11日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
			人件費	190,000
			家屋費	131,360
			選挙事務所費	131,360
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	25,020
			印刷費	185,760
			広告費	634,830
			文具費	0
			食糧費	27,364
			休泊費	5,800
			雜費	99,864
その他の寄附	2件	72,100		
その他の収入		1,227,898		
今回計		1,299,998	今回計	1,299,998
前回計		0	前回計	0
総計		1,299,998	総計	1,299,998

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成27年4月27日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(三条市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,386,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	藤田博史	所属党派	民主党	平成27年1月30日から 期間
出納責任者氏名	須藤昭			平成27年4月12日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			人件費	円
民主党新潟第4区総支部		75,000	選挙事務所費	540,000
民主党新潟県総支部連合会		300,000	集合会場費	265,840
民主党		2,200,000	通信費	75,000
			交通費	190,840
			印刷費	43,483
			広告費	0
			文具費	992,886
			食糧費	855,240
			休泊費	68,888
			雑費	18,687
その他の寄附	0件	0		0
その他の収入		500,000		
今回計		3,075,000	今回計	2,785,024
前回計		0	前回計	0
総計		3,075,000	総計	2,785,024

支出のうち公費 負担相当額	項目		金額	
	ポスターの作成			
	計			
			992,886円	
			992,886円	

報告書受理年月日	平成27年4月27日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(柏崎市刈羽郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,112,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	池田 千賀子	所属党派	無所属	平成26年 8月27日から 期間
出納責任者氏名	北原 征二			平成27年 4月12日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			収 入	円
社会民主党新潟県連合		200,000	人件費	360,000
			家屋費	70,649
			選挙事務所費	59,149
			集合会場費	11,500
			通信費	0
			交通費	2,720
			印刷費	1,030,200
			広告費	667,894
			文具費	52,260
			食糧費	45,664
			休泊費	0
			雑 費	3,753
その他の寄附	0件			
その他の収入		2,000,000		
今回計		2,200,000	今回計	2,233,140
前回計		0	前回計	0
総 計		2,200,000	総 計	2,233,140

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	960,000円
	計	960,000円

報告書受理年月日	平成27年 4月23日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(柏崎市刈羽郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,112,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	池田 千賀子	所属党派	無所属	平成26年 8月27日から 期間
出納責任者氏名	北原 征二			平成27年 5月20日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	寄附額 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	6,222
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雜費	15,567
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	21,789
前回計		2,200,000	前回計	2,233,140
総計		2,200,000	総計	2,254,929

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	960,000円
	計	960,000円

報告書受理年月日	平成27年 5月21日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(柏崎市刈羽郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,112,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	三富 佳一	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	永井 義夫			平成27年4月11日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	人件費	1,230,000
新潟県歯科医師連盟		100,000	家屋費	1,157,710
			選挙事務所費	1,157,710
			集合会場費	0
			通信費	40,752
			交通費	0
			印刷費	524,124
			広告費	615,730
			文具費	25,377
			食糧費	149,860
			休泊費	0
			雑費	96,615
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		5,000,000		
今回計		5,600,000	今回計	3,840,168
前回計		0	前回計	0
総計		5,600,000	総計	3,840,168

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	378,000円
	計	378,000円

報告書受理年月日	平成27年4月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(柏崎市刈羽郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,112,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	三富 佳一	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	永井 義夫			平成27年4月20日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収入 (職業)	寄附額 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	16,254
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	14,647
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	30,901
前回計		5,600,000	前回計	3,840,168
総計		5,600,000	総計	3,871,069

支出のうち公費 負担相当額	項目		金額
	ポスターの作成		378,000円
	計		378,000円

報告書受理年月日	平成27年5月1日	第2回報告分
----------	-----------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(柏崎市刈羽郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,112,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	鷺尾百合子	所属党派	無所属	平成27年2月23日から 期間
出納責任者氏名	酒井啓吉			平成27年4月16日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
民主党新潟県総支部連合会		700,000	人件費	225,000
わしおゆりこ後援会		900,000	家屋費	176,100
			選挙事務所費	166,640
			集合会場費	9,460
			通信費	0
			交通費	12,098
			印刷費	880,000
			広告費	416,769
			文具費	427
			食糧費	148,155
			休泊費	111,720
			雑費	79,810
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		1,600,000	今回計	2,050,079
前回計		0	前回計	0
総計		1,600,000	総計	2,050,079

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	880,000円
	計	880,000円

報告書受理年月日	平成27年4月27日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(柏崎市刈羽郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,112,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	鷺尾百合子	所属党派	無所属	平成27年2月23日から 期間
出納責任者氏名	酒井啓吉			平成27年6月8日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	寄附額 円	支 出	
			人件費	円
イーグル会		350,000	家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	136,147
			交通費	0
			印刷費	128,520
			広告費	1,065,528
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雜費	4,907
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		555,181		
今回計		905,181	今回計	1,335,102
前回計		1,600,000	前回計	2,050,079
総計		2,505,181	総計	3,385,181

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	880,000円
	計	880,000円

報告書受理年月日	平成27年6月10日	第2回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新発田市北蒲原郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,525,000円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	石井修	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	曾根通宏			平成27年4月24日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			人件費	円
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	家屋費	838,125
石井修後援会		600,000	選挙事務所費	600,000
新潟県歯科医師連盟		100,000	集合会場費	600,000
新潟県薬剤師連盟		100,000	通信費	0
加藤 洋一	会社員	20,000	交通費	62,668
浮須 剛	会社役員	20,000	印刷費	0
笠原 龍也	会社員	20,000	広告費	1,259,460
吉原 茂	会社員	20,000	文具費	295,990
今田 幸夫	会社員	20,000	食糧費	87,774
居城 貴雄	会社役員	20,000	休泊費	336,067
山田 孝志	会社員	20,000	雑費	0
浅見 和孝	会社員	20,000		111,234
馬場 義人	会社役員	20,000		
菊池 将斗	会社員	20,000		
その他の寄附		0件		
その他の収入		0		
今回計		973,554		
前回計		2,473,554	今回計	3,591,318
総計		0	前回計	0
		2,473,554	総計	3,591,318

支出のうち公費 負担相当額	項目		金額	
	ポスターの作成			
	計			
			1,117,764円	
			1,117,764円	

報告書受理年月日	平成27年4月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新発田市北蒲原郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,525,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岩村 良一	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	稻泉 常市			平成27年4月11日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
自由民主党新潟県支部連合会		500,000		人件費 652,500 家屋費 15,200 選挙事務所費 11,700 集合会場費 3,500 通信費 20,800 交通費 0 印刷費 1,117,764 広告費 94,824 文具費 4,239 食糧費 90,600 休泊費 0 雜費 27,608
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		905,771		
今回計		1,405,771	今回計	2,023,535
前回計		0	前回計	0
総 計		1,405,771	総 計	2,023,535

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	1,117,764円
	計	1,117,764円

報告書受理年月日	平成27年 4月27日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新発田市北蒲原郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,525,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岩村 良一	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	稻泉 常市			平成27年4月28日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	(寄附額) 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	12,000
			集合会場費	0
			通信費	12,000
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		12,000		
今回計		12,000	今回計	12,000
前回計		1,405,771	前回計	2,023,535
総計		1,417,771	総計	2,035,535

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	1,117,764円
	計	1,117,764円

報告書受理年月日	平成27年6月15日	第2回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新発田市北蒲原郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,525,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 浩雄	所属党派	無所属の会(インデペンデントクラブ)	平成27年3月1日から 期間
出納責任者氏名	三浦 寛			平成27年4月19日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額）	支	出	円
			入	出	
佐藤浩雄後援会		950,000	人件費	455,000	
三浦 美和子	無職	45,000	家屋費	170,528	
			選挙事務所費	170,528	
			集合会場費	0	
			通信費	0	
			交通費	0	
			印刷費	1,220,796	
			広告費	344,828	
			文具費	2,772	
			食糧費	38,563	
			休泊費	0	
			雑費	7,453	
その他の寄附	34件	170,000			
その他の収入		0			
今回計		1,165,000	今回計	2,239,940	
前回計		0	前回計	0	
総計		1,165,000	総計	2,239,940	

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	1,117,764円
	計	1,117,764円

報告書受理年月日	平成27年4月20日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新発田市北蒲原郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,525,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 浩雄	所属党派	無所属の会(インデペンデントクラブ)	平成27年3月1日から 期間
出納責任者氏名	三浦 寛			平成27年5月22日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業) 円	支 出		円
		人件費	家屋費	
		選挙事務所費	40,600	40,600
		集合会場費	0	0
		通信費	31,158	31,158
		交通費	0	0
		印刷費	0	0
		広告費	0	0
		文具費	0	0
		食糧費	0	0
		休泊費	0	0
		雜費	1,531	1,531
その他の寄附	0件			
その他の収入	0			
今回計	0	今回計		73,289
前回計	1,165,000	前回計		2,239,940
総計	1,165,000	総計		2,313,229

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	1,117,764円
	計	1,117,764円

報告書受理年月日	平成27年5月27日	第2回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(新発田市北蒲原郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,525,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	三村 誉一	所属党派	無所属	平成27年3月25日から 期間
出納責任者氏名	三村 誉一			平成27年4月3日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	支出 〔寄附額〕	円	
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	358,800
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,000,000		
今回計		1,000,000	今回計	358,800
前回計		0	前回計	0
総計		1,000,000	総計	358,800

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	358,800円
	計	358,800円

報告書受理年月日	平成27年4月22日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(小千谷市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,479,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	宮崎 悅男	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	阿部 正行			平成27年4月3日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	人件費	57,500
			家屋費	45,000
			選挙事務所費	45,000
			集合会場費	0
			通信費	2,175
			交通費	0
			印刷費	463,860
			広告費	387,014
			文具費	55,113
			食糧費	101,480
			休泊費	0
			雜費	11,183
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		500,000		
今回計		1,000,000	今回計	1,123,325
前回計		0	前回計	0
総計		1,000,000	総計	1,123,325

支出のうち公費 負担相当額	項目		金額	
	ポスターの作成			
	計			
			463,860円	
			463,860円	

報告書受理年月日	平成27年4月22日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(小千谷市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,479,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	宮崎 悅男	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	阿部 正行			平成27年4月3日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	寄附額 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	1,101
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雜費	15,792
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	16,893
前回計		1,000,000	前回計	1,123,325
総計		1,000,000	総計	1,140,218

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	463,860円
	計	463,860円

報告書受理年月日	平成27年5月26日	第2回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(加茂市南蒲原郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,819,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	金谷国彦	所属党派	自由民主党	平成26年12月15日から 期間
出納責任者氏名	吉沢敏夫			平成27年4月21日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			人件費	円
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	家屋費	0
			選挙事務所費	441,720
			集合会場費	441,720
			通信費	0
			交通費	13,648
			印刷費	0
			広告費	780,576
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	22,362
			雑費	0
				27,863
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		200,000		
今回計		700,000	今回計	1,286,169
前回計		0	前回計	0
総計		700,000	総計	1,286,169

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	780,576円
	計	780,576円

報告書受理年月日	平成27年4月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(十日町市中魚沼郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,245,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	尾身 孝昭	所属党派	自由民主党	期間
出納責任者氏名	橋本 和夫			平成27年4月3日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	支	出	円
			入	出	
自由民主党新潟県支部連合会		500,000 円		人件費 0	0
				家屋費 100,000	100,000
				選挙事務所費 100,000	100,000
				集合会場費 0	0
				通信費 0	0
				交通費 0	0
				印刷費 1,228,600	1,228,600
				広告費 516,240	516,240
				文具費 0	0
				食糧費 30,336	30,336
				休泊費 0	0
				雑費 37,700	37,700
その他の寄附	0件	0			
その他の収入		350,000			
今回計		850,000	今回計		1,912,876
前回計		0	前回計		0
総計		850,000	総計		1,912,876

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	1,099,000円
	計	1,099,000円

報告書受理年月日	平成27年4月27日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(十日町市中魚沼郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,245,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	村松二郎	所属党派	自由民主党	平成27年2月20日から 期間
出納責任者氏名	高波悟			平成27年4月3日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			人件費	円
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	家屋費	53,000
井ノ川喜章 商業		20,000	選挙事務所費	301,200
全国林業政治連盟		100,000	集合会場費	301,200
			通信費	0
			交通費	62,109
			印刷費	0
			広告費	786,000
			文具費	76,680
			食糧費	27,529
			休泊費	56,456
			雜費	0
その他の寄附	4件	12,000		1,597
その他の収入		200,000		
今回計		832,000	今回計	1,364,571
前回計		0	前回計	0
総計		832,000	総計	1,364,571

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	786,000円
	計	786,000円

報告書受理年月日	平成27年4月23日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(十日町市中魚沼郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,245,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	村松二郎	所属党派	自由民主党	平成27年2月20日から 期間
出納責任者氏名	高波悟			平成27年5月25日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	寄附額 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	64,018
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雜費	10,000
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	74,018
前回計		832,000	前回計	1,364,571
総計		832,000	総計	1,438,589

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	786,000円
	計	786,000円

報告書受理年月日	平成27年5月29日	第2回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(見附市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,775,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	早川吉秀	所属党派	自由民主党	平成26年12月5日から 期間
出納責任者氏名	金子光次			平成27年4月22日まで 第1回分

収入			支出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	円	円
長稟 大作	農業	15,000	人件費	60,000
皆川 厚恵	農業	15,000	家屋費	50,000
			選挙事務所費	50,000
			集合会場費	0
			通信費	30,540
			交通費	0
			印刷費	671,040
			広告費	156,600
			文具費	720
			食糧費	56,035
			休泊費	0
			雜費	252,302
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		600,000		
今回計		630,000	今回計	1,277,237
前回計		0	前回計	0
総計		630,000	総計	1,277,237

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	671,040円
	計	671,040円

報告書受理年月日	平成27年4月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(見附市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,775,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	早川 吉秀	所属党派	自由民主党	平成26年12月 5日から 期間
出納責任者氏名	金子 光次			平成27年 4月27日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収 入 (職業) 円	支 出		円
		人件費	家屋費	
		選挙事務所費	0	0
		集合会場費	0	0
		通信費	6,990	6,990
		交通費	0	0
		印刷費	0	0
		広告費	0	0
		文具費	0	0
		食糧費	0	0
		休泊費	0	0
		雑 費	0	0
その他の寄附	0件			
その他の収入	0			
今回計	0	今回計	6,990	6,990
前回計	630,000	前回計	1,277,237	1,277,237
総 計	630,000	総 計	1,284,227	1,284,227

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	671,040円
	計	671,040円

報告書受理年月日	平成27年 5月 1日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(村上市岩船郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,384,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小野 峰生	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	小野 好夫			平成27年4月3日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額) 円	支 出	
			人件費	円
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	家屋費	488,000
小野みねおを育てる会		415,000	選挙事務所費	15,000
新潟県歯科医師連盟		100,000	集合会場費	15,000
			通信費	0
			交通費	160
			印刷費	59,000
			広告費	300,000
			文具費	488,160
			食糧費	2,748
			休泊費	34,400
			雜費	0
				1,041
その他の寄附	23件	142,000		
その他の収入		100,000		
今回計		1,257,000	今回計	1,388,509
前回計		0	前回計	0
総計		1,257,000	総計	1,388,509

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	300,000円
	計	300,000円

報告書受理年月日	平成27年4月20日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(村上市岩船郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,384,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	片野猛	所属党派	無所属	期間
出納責任者氏名	片野眞知子			平成27年3月6日から 平成27年4月3日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			収 入	円
遠藤 一之	会社役員	50,000	人件費	40,000
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	735,600
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	43,764
			休泊費	0
			雑 費	160
その他の寄附	1件	10,000		
その他の収入		300,000		
今回計		360,000	今回計	819,524
前回計		0	前回計	0
総 計		360,000	総 計	819,524

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	606,000円
	計	606,000円

報告書受理年月日	平成27年 4月15日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(燕市西蒲原郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,996,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	桜井 甚一	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	内山 貞作			平成27年4月3日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			人件費	円
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	家屋費	112,500
桜井甚一後援会		1,000,000	選挙事務所費	507,998
			集合会場費	507,998
			通信費	0
			交通費	114,524
			印刷費	0
			広告費	1,290,600
			文具費	295,920
			食糧費	0
			休泊費	96,883
			雑費	0
				158,957
その他の寄附	10件	100,000		
その他の収入		89,382		
今回計		1,689,382	今回計	2,577,382
前回計		0	前回計	0
総計		1,689,382	総計	2,577,382

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	888,000円
	計	888,000円

報告書受理年月日	平成27年4月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(燕市西蒲原郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,996,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高倉 栄	所属党派	民主党	期間
出納責任者氏名	水野 裕美			平成27年4月3日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	支	出	円
			入	出	
民主党新潟県総支部連合会		800,000	人件費	0	0
新潟民社協会		50,000	家屋費	9,757	9,757
山岸 正勝	商業	100,000	選挙事務所費	4,117	4,117
			集合会場費	5,640	5,640
			通信費	56,582	56,582
			交通費	0	0
			印刷費	406,800	406,800
			広告費	0	0
			文具費	0	0
			食糧費	0	0
			休泊費	0	0
			雑費	0	0
その他の寄附	1件	10,000			
その他の収入		0			
今回計		960,000	今回計	473,139	473,139
前回計		0	前回計	0	0
総計		960,000	総計	473,139	473,139

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	396,000円
	計	396,000円

報告書受理年月日

平成27年4月27日

第1回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(糸魚川市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 7,097,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中村 康司	所属党派	自由民主党	平成27年 2月16日から 期間
出納責任者氏名	松屋 正利			平成27年 4月20日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
自由民主党新潟県支部連合会		500,000		
			人件費	30,000
			家屋費	735,982
			選挙事務所費	707,450
			集合会場費	28,532
			通信費	32,523
			交通費	0
			印刷費	1,284,240
			広告費	93,960
			文具費	31,968
			食糧費	40,527
			休泊費	0
			雑費	82,000
その他の寄附	1件	10,000		
その他の収入		766,328		
今回計		1,276,328	今回計	2,331,200
前回計		0	前回計	0
総計		1,276,328	総計	2,331,200

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	1,054,872円
	計	1,054,872円

報告書受理年月日	平成27年 4月24日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(妙高市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,290,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	横尾 幸秀	所属党派	無所属	期間
出納責任者氏名	吉川 幸治			平成27年4月21日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
			人件費	510,000
			家屋費	254,000
			選挙事務所費	254,000
			集合会場費	0
			通信費	56,426
			交通費	0
			印刷費	463,320
			広告費	692,172
			文具費	22,979
			食糧費	163,798
			休泊費	0
			雜費	218,834
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		2,500,000		
今回計		2,500,000	今回計	2,381,529
前回計		0	前回計	0
総計		2,500,000	総計	2,381,529

支出のうち公費 負担相当額	項目		金額	
	ポスターの作成			
	計			
			194,400円	
			194,400円	

報告書受理年月日	平成27年4月27日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(妙高市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,290,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	渡部道宏	所属党派	無所属	平成27年2月6日から 期間
出納責任者氏名	高橋孝			平成27年4月15日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額) 円	支 出	
			人件費	円
民主党新潟県総支部連合会		100,000	家屋費	570,000
社会民主党新潟県連合		1,000,000	選挙事務所費	114,500
			集合会場費	108,000
			通信費	6,500
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	179,280
			文具費	638,647
			食糧費	0
			休泊費	166,336
			雜費	0
				19,459
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		1,000,000		
今回計		2,100,000	今回計	1,688,222
前回計		0	前回計	0
総計		2,100,000	総計	1,688,222

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	100,440円
	計	100,440円

報告書受理年月日	平成27年4月23日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(五泉市東蒲原郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,208,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小島 義徳	所属党派	無所属	平成27年 1月13日から 期間
出納責任者氏名	小島 義徳			平成27年 4月20日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収入 (職業)	支出 円	円
			人件費
			387,000
			家屋費
			2,602,505
			選挙事務所費
			2,563,745
			集合会場費
			38,760
			通信費
			44,984
			交通費
			0
			印刷費
			97,200
			広告費
			69,255
			文具費
			33,264
			食糧費
			181,809
			休泊費
			0
			雑費
			232,151
その他の寄附	0件	0	
その他の収入		3,648,168	
今回計		3,648,168	今回計
前回計		0	前回計
総計		3,648,168	総計

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成27年 4月23日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(五泉市東蒲原郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,208,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小島 義徳	所属党派	無所属	期間	平成27年 1月13日から
出納責任者氏名	小島 義徳				平成27年 5月28日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	支出 〔寄附額〕	円	
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	57,794
			交通費	0
			印刷費	996,800
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	37,386
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		173,500		
今回計		173,500	今回計	1,091,980
前回計		3,648,168	前回計	3,648,168
総計		3,821,668	総計	4,740,148

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	918,480円
	計	918,480円

報告書受理年月日	平成27年 6月 3日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(五泉市東蒲原郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,208,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	澤野修	所属党派	自由民主党	期間
出納責任者氏名	和田時夫			平成27年4月23日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			人件費	円
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	家屋費	900,000
五泉市東蒲原郡医師連盟		200,000	選挙事務所費	1,857,618
			集合会場費	1,793,218
			通信費	64,400
			交通費	120,348
			印刷費	0
			広告費	1,222,300
			文具費	96,120
			食糧費	58,018
			休泊費	127,858
			雜費	0
				22,790
その他の寄附	16件	155,000		
その他の収入		4,000,000		
今回計		4,855,000	今回計	4,405,052
前回計		0	前回計	0
総計		4,855,000	総計	4,405,052

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	1,122,300円
	計	1,122,300円

報告書受理年月日	平成27年4月27日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(五泉市東蒲原郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,208,600 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	宮崎伸	所属党派	無所属	平成27年2月20日から 期間
出納責任者氏名	宮崎和子			平成27年4月11日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			人件費	円
宮崎まっすぐ応援団		500,000	家屋費	1,082,000
松尾 弘司	無職	30,000	選挙事務所費	50,000
伊藤 辰男	無職	30,000	集合会場費	50,000
山田 光英	無職	40,000	通信費	0
樋口 信一	無職	30,000	交通費	43,200
五十嵐 孝	無職	40,000	印刷費	0
佐藤 正弘	無職	60,000	広告費	1,076,400
楯 勇	農業	40,000	文具費	552,000
大関 真也	農業	60,000	食糧費	11,309
佐藤 英雄	農業	20,000	休泊費	36,385
長谷川 秀行	農業	20,000	雑費	0
田沢 良子	無職	70,000		1,050
塚野 三佐子	無職	20,000		
伊藤 ミキ子	無職	20,000		
板垣 知子	農業	20,000		
高橋 荘三	無職	50,000		
稻生 ヨリ子	無職	50,000		
林 光弘	団体役員	100,000		
新堀 清五	無職	20,000		
高橋 正博	無職	30,000		
杉崎 繁	農業	200,000		
馬場 徹	団体職員	30,000		
大関 一弥	無職	30,000		
本間 秀明	団体役員	30,000		
中山 孝子	団体職員	100,000		
笠原 幾久一	無職	20,000		
寺田 友次	無職	20,000		
赤塚 寛	会社役員	50,000		
板垣 久衛	農業	20,000		

長谷川 フジ 無職	50,000	
その他の寄附	15件	150,000
その他の収入		500,000
今回計		2,450,000
前回計		0
総 計		2,450,000
	今回計	2,852,344
	前回計	0
	総 計	2,852,344

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	1,044,000円
	計	1,044,000円

報告書受理年月日	平成27年 4月27日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(阿賀野市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,981,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	田中元	所属党派	無所属の会(インデペンデントクラブ)	平成27年2月24日から 期間
出納責任者氏名	田中清			平成27年4月12日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入 (職業)	支出 〔寄附額〕	円
			人件費 390,000
小林 久司	農業	30,000	家屋費 0
高野 正道	商業	20,000	選挙事務所費 0
宇賀神 清	商業	500,000	集合会場費 0
若月 了	商業	500,000	通信費 485
二宮 守	商業	500,000	交通費 0
田中 清	無職	500,000	印刷費 210,000
柳澤伯夫後援会		200,000	広告費 1,001,894
佐藤 十九一	商業	20,000	文具費 26,143
澤田 盛夫	商業	100,000	食糧費 17,331
			休泊費 0
			雑費 491,645
その他の寄附	3件	30,000	
その他の収入		0	
今回計		2,400,000	今回計 2,137,498
前回計		0	前回計 0
総計		2,400,000	総計 2,137,498

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	210,000円
	計	210,000円

報告書受理年月日	平成27年4月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(阿賀野市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,981,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	田中元	所属党派	無所属の会(インデペンデントクラブ)	期間
出納責任者氏名	田中清			平成27年4月30日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	（職業）	(寄附額) 円	支	出	円
			入	出	
			人件費	0	0
			家屋費	0	0
			選挙事務所費	0	0
			集合会場費	0	0
			通信費	0	0
			交通費	0	0
			印刷費	0	0
			広告費	0	0
			文具費	0	0
			食糧費	0	0
			休泊費	0	0
			雜費	124,956	
その他の寄附	0件	0			
その他の収入	0				
今回計	0		今回計	124,956	
前回計	2,400,000		前回計	2,137,498	
総計	2,400,000		総計	2,262,454	

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	210,000円
	計	210,000円

報告書受理年月日	平成27年5月1日	第2回報告分
----------	-----------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(阿賀野市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,981,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	帆 莎 謙治	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	武 石 明			平成27年4月21日まで 第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附				円
〔氏名〕			人件費	470,250
〔団体名〕			家屋費	446,775
	(職 業)	(寄附額)	選挙事務所費	429,775
		円	集合会場費	17,000
自由民主党新潟県支部連合会		500,000	通信費	29,303
小野 峯生	県議会議員	50,000	交通費	12,402
齋藤 正人	会社役員	100,000	印刷費	1,588,760
			広告費	84,240
			文具費	134,496
			食糧費	597,608
			休泊費	0
			雜 費	164,751
その他の寄附	1件	5,000		
その他の収入		2,142,237		
今回計		2,797,237	今回計	3,528,585
前回計		0	前回計	0
総 計		2,797,237	総 計	3,528,585

支出のうち公費 負担相当額	項 目		金 額	
	ポスターの作成			
	計			
			738,800円	
			738,800円	

報告書受理年月日	平成27年 4月27日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(佐渡市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 5,993,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	加賀 博昭	所属党派	無所属	平成27年 2月25日から 期間
出納責任者氏名	加賀 博昭			平成27年 4月11日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収入		支出	
	(職業)	(寄附額)	円	円
野田 曜	無職	70,000	人件費	140,000
牧田 朋子	主婦	70,000	家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	1,111,800
			広告費	211,852
			文具費	14,584
			食糧費	18,000
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		500,000		
今回計		640,000	今回計	1,496,236
前回計		0	前回計	0
総計		640,000	総計	1,496,236

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	1,020,000円
	計	1,020,000円

報告書受理年月日	平成27年 4月23日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(佐渡市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 5,993,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 久雄	所属党派	無所属	平成27年3月17日から 期間
出納責任者氏名	佐藤 久雄			平成27年4月22日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収入 (職業)	支出 円	円
			人件費
			997,200
			家屋費 0
			選挙事務所費 0
			集合会場費 0
			通信費 0
			交通費 0
			印刷費 303,480
			広告費 1,246,243
			文具費 0
			食糧費 200,800
			休泊費 0
			雜費 4,374
その他の寄附	0件	0	
その他の収入		2,752,097	
今回計		2,752,097	今回計 2,752,097
前回計		0	前回計 0
総計		2,752,097	総計 2,752,097

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	219,240円
	計	219,240円

報告書受理年月日	平成27年4月23日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(佐渡市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 5,993,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中野 洋	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	庵原 芳信			平成27年4月17日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
自由民主党新潟県支部連合会		500,000		
			人件費	669,000
			家屋費	100,000
			選挙事務所費	100,000
			集合会場費	0
			通信費	15,032
			交通費	0
			印刷費	752,040
			広告費	239,328
			文具費	0
			食糧費	188,078
			休泊費	0
			雜費	30,672
その他の寄附	19件	87,000		
その他の収入		800,000		
今回計		1,387,000	今回計	1,994,150
前回計		0	前回計	0
総計		1,387,000	総計	1,994,150

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	657,000円
	計	657,000円

報告書受理年月日	平成27年4月21日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(佐渡市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 5,993,100 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	祝 優 雄	所属党派	無 所 属	期間
出納責任者氏名	祝 太 郎			平成27年 4月 9日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	（職業）	(寄附額) 円	支 出	
			人件費	円
山川 利勝	無職	27,000	家屋費	693,000
清野 正男	無職	81,000	選挙事務所費	0
清野 智子	パート	27,000	集合会場費	0
川原 英文	農業	18,000	通信費	0
川原 ヨシノ	農業	81,000	交通費	0
			印刷費	935,000
			広告費	147,000
			文具費	0
			食糧費	15,000
			休泊費	0
			雜 費	0
その他の寄附	1件	9,000		
その他の収入		2,000,000		
今回計		2,243,000	今回計	1,790,000
前回計		0	前回計	0
総 計		2,243,000	総 計	1,790,000

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	935,000円
	計	935,000円

報告書受理年月日	平成27年 4月21日	第1回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(魚沼市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,586,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	皆川 雄二	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	十見 一紀			平成27年4月3日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
自由民主党新潟県支部連合会		500,000		
			人件費	270,000
			家屋費	2,000
			選挙事務所費	2,000
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	346,320
			広告費	221,400
			文具費	0
			食糧費	22,680
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	30件	240,000		
その他の収入		16,080		
今回計		756,080	今回計	862,400
前回計		0	前回計	0
総計		756,080	総計	862,400

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	346,320円
	計	346,320円

報告書受理年月日	平成27年4月27日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(南魚沼市南魚沼郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,188,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	斎藤 隆景	所属党派	自由民主党	期間
出納責任者氏名	種村 益一			平成27年4月20日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
自由民主党新潟県支部連合会		500,000		
			人件費	631,500
			家屋費	1,967,600
			選挙事務所費	1,955,000
			集合会場費	12,600
			通信費	63,650
			交通費	10,000
			印刷費	951,560
			広告費	353,073
			文具費	244,103
			食糧費	164,114
			休泊費	0
			雜費	623,073
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		4,000,000		
今回計		4,500,000	今回計	5,008,673
前回計		0	前回計	0
総計		4,500,000	総計	5,008,673

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	637,800円
	計	637,800円

報告書受理年月日	平成27年4月22日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(南魚沼市南魚沼郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,188,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	斎藤 隆景	所属党派	自由民主党	平成26年12月 1日から 期間
出納責任者氏名	種村 益一			平成27年 4月27日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名 団体名〕	収 入 (職業)	(寄附額) 円	支 出	
			人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	32,486
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	39,040
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	71,526
前回計		4,500,000	前回計	5,008,673
総 計		4,500,000	総 計	5,080,199

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	637,800円
	計	637,800円

報告書受理年月日	平成27年 5月 7日	第2回報告分
----------	-------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(南魚沼市南魚沼郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,188,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	松原 良道	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	中嶋 貞道			平成27年4月14日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
自由民主党新潟県支部連合会		500,000		
			人件費	602,500
			家屋費	140,000
			選挙事務所費	140,000
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	734,400
			広告費	334,748
			文具費	0
			食糧費	103,578
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		2,000,000		
今回計		2,500,000	今回計	1,915,226
前回計		0	前回計	0
総計		2,500,000	総計	1,915,226

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	324,000
	計	324,000

報告書受理年月日	平成27年4月20日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(南魚沼市南魚沼郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,188,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	若月仁	所属党派	無所属	平成27年2月25日から 期間
出納責任者氏名	若井利夫			平成27年4月21日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
社会民主党新潟県連合		100,000	人件費	125,000
			家屋費	106,100
			選挙事務所費	98,000
			集合会場費	8,100
			通信費	10,704
			交通費	0
			印刷費	588,600
			広告費	546,858
			文具費	2,808
			食糧費	45,424
			休泊費	0
			雜費	346,986
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		2,000,000		
今回計		2,100,000	今回計	1,772,480
前回計		0	前回計	0
総計		2,100,000	総計	1,772,480

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	480,600円
	計	480,600円

報告書受理年月日	平成27年4月22日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(南魚沼市南魚沼郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,188,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	若月仁	所属党派	無所属	平成27年2月25日から 期間
出納責任者氏名	若井利夫			平成27年4月30日まで 第2回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収入 (職業)	支出 円	円
			入 出
		人件費	0
		家屋費	0
		選挙事務所費	0
		集合会場費	0
		通信費	79,893
		交通費	0
		印刷費	0
		広告費	0
		文具費	0
		食糧費	0
		休泊費	0
		雜費	0
その他の寄附	0件	0	
その他の収入	0		
今回計	0	今回計	79,893
前回計	2,100,000	前回計	1,772,480
総計	2,100,000	総計	1,852,373

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	480,600円
	計	480,600円

報告書受理年月日	平成27年5月7日	第2回報告分
----------	-----------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(南魚沼市南魚沼郡選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,188,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	若月仁	所属党派	無所属	平成27年2月25日から 期間
出納責任者氏名	若井利夫			平成27年5月25日まで 第3回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	収入 (職業)	支出 円	円
			人件費
			0
			家屋費
			0
			選挙事務所費
			0
			集合会場費
			0
			通信費
			52,326
			交通費
			0
			印刷費
			0
			広告費
			0
			文具費
			0
			食糧費
			0
			休泊費
			0
			雑費
			0
その他の寄附	0件	0	
その他の収入	0		
今回計	0	今回計	52,326
前回計	2,100,000	前回計	1,852,373
総計	2,100,000	総計	1,904,699

支出のうち公費 負担相当額	項目	金額
	ポスターの作成	480,600円
	計	480,600円

報告書受理年月日	平成27年5月26日	第3回報告分
----------	------------	--------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年4月12日執行 新潟県議会議員一般選挙  
(胎内市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,038,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	富樫一成	所属党派	自由民主党	平成26年12月18日から 期間
出納責任者氏名	中村秋生			平成27年4月14日まで 第1回分

主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	（職業）	（寄附額） 円	支 出	
			入	出
自由民主党新潟県支部連合会		500,000		
			人件費	30,000
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	758,020
			広告費	239,760
			文具費	0
			食糧費	19,000
			休泊費	0
			雜費	16,972
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		500,000	今回計	1,063,752
前回計		0	前回計	0
総計		500,000	総計	1,063,752

支出のうち公費 負担相当額	項目		金額	
	ポスターの作成			
	計			
			758,020円	
			758,020円	

報告書受理年月日	平成27年4月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第80号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年12月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟海区 502

佐渡海区 290

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成27年12月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## (1) 政党的支部

## (イ) 国会議員関係政治団体以外の政党的支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党新潟県新潟市秋葉区	阿部松雄	矢部司	新潟県新潟市秋葉区 小須戸4652-1	○	27.10.26
第二支部					
自由民主党真野支部	臼木仁	金子武嗣	新潟県佐渡市吉岡 931-11	○	27.10.15

## (2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

## (イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
河村ゆきお後援会	河村幸雄	佐藤由弘	新潟県村上市羽黒町5-13	27.11.25
小杉たけひと後援会	小杉武仁	小杉希未佳	新潟県村上市松原町2丁目2番18号	27.11.11
進藤かねひこ新潟県後援会	三富佳一	権平哲三	新潟県新潟市中央区姥ヶ山4-1-27 イトウハイツ106号	27.10.22
税金の無駄遣いをストップさせる会	木伏茂	木伏和子	新潟県新潟市秋葉区矢代田3289	27.11.18
田中なおきを支援する会	岸本虎雄	田中文男	新潟県新潟市中央区鎧西2丁目23-23	27.10.13
ひろせ大海後援会	廣瀬大海	廣瀬大海	新潟県佐渡市二見628番地18	27.11.27
本間よしかず後援会	本間善和	斎藤通明	新潟県村上市寒川490番地	27.11.12
三浦基裕後援会	三浦基裕	菊地誠	新潟県佐渡市四日町587番地2	27.11.02
山田まさる後援会	山口博文	山田勝	新潟県南魚沼市九日町2920番地	27.10.07

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年12月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## (1) 政党的支部

政治団体 の名称	代表者 の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 加茂支部	志田長春	代表者の氏名 会計責任者の 氏名	志田長春 中野元栄	金谷國彥 関龍雄	27.10.20
		主たる事務所 の所在地	新潟県加茂市大郷 町1-8-18	新潟県加茂市仲町 1-34	27.11.01
自由民主党 新潟県歯科 技工士支部	藤原英保	主たる事務所 の所在地	新潟県新潟市中央 区鳥屋野南3丁目 1番60号	新潟県新潟市中央 区鳥屋野東割前272 -1	27.07.27
民主党新潟 県第5区総 支部	田中眞紀子	主たる事務所 の所在地	新潟県長岡市今朝 白1-7-14	新潟県長岡市台町 2丁目9番12号	27.10.01

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体 の名称	代表者 の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
金子めぐみ 連合後援会	吉沢浩志	政治団体の名 称	金子めぐみ連合後 援会	金子恵美連合後援 会	27.07.23
小林則幸と 町政を語る 会	日浦寛治	会計責任者の 氏名	久我秀	佐藤喜惣治	27.11.26
燕市医師連 盟	古川伸夫	主たる事務所 の所在地	新潟県燕市吉田日 之出町1番2号	新潟県燕市吉田下 中野1495番地10	27.10.01
新潟県歯科 医師連盟燕 支部	佐藤和之	主たる事務所 の所在地	新潟県燕市吉田日 之出町1番2号	新潟県新潟市西蒲 区巻甲4363	27.10.04
21世紀政 経戦略フォ ーラム	浅井傳	主たる事務所 の所在地	新潟県新発田市中 央町2-4-21	新潟県新発田市豊 町3丁目2番8号	26.12.04
牧田まさき とあゆむ会	本城文夫	政治団体の名 称	牧田まさきとあゆむ 会	牧田まさき後援会	27.11.24
		主たる事務所 の所在地	新潟県上越市土橋 1669-4-102	新潟県上越市大和 1丁目10-25	
村山秀幸政 経事務所	村山秀幸	主たる事務所 の所在地	新潟県上越市新光 町2丁目3番8号 オフィスUSHIK I 202号室	新潟県上越市土橋 1021-4	27.10.27
村山秀幸後	大竹和夫	主たる事務所	新潟県上越市新光	新潟県上越市土橋	27.10.27

援会	の所在地	町2丁目3番8号 1021-4 オフィスUSHIK I 202号室			
矢野学後援会	中川耕平	会計責任者の氏名	白砂恒彦	石野哲夫	27.11.04

---

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年12月25日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 長津 光三郎

## (1) 政治団体の名称

## ア . 政黨の支部

政 治 団 体 の 名 称	代表者 の氏名	解散年月日
次世代の党長岡市議会第一支部	藤井盛光	27.09.06
自由民主党新潟県三条市第一支部	坂田光子	27.08.20
自由民主党真野支部	金子宏	27.03.31
生活の党と山本太郎となかまたち新潟県第5区総支部	森裕子	27.06.24

## イ . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政 治 团 体 の 名 称	代表者 の氏名	解散年月日
青木ちよこ後援会	青木千代子	27.06.01
新しい力！池田ちか子を県政におくる会	両見道男	27.07.31
石栗千秋後援会	小池正志	27.02.15
内山五郎後援会	内山五郎	27.04.30
大平美恵子後援会	大平悟	27.06.30
大渕秀夫後援会	大渕新司	27.01.19
片山康夫後援会	片山康夫	27.04.30
川上直栄後援会	須田信明	27.03.30
希望の持てるたがみ町を創造する会	小林寿博	27.03.05
憲進会	橋田憲司	27.04.15
憲友会	澤田修二	27.04.15
小林幸市後援会	廣川信之	27.05.06
さいとう伸一後援会	中村猛久	27.01.26
佐野正三良後援会	佐野正三良	27.06.01
菅原えみこ後援会	菅原智	27.01.31
スミヤ隆行を盛り上げる会	山本清	27.07.27
靖和会	間野泉一	27.02.03
高野栄司後援会	高野精一	27.03.20
竹内えみこ後援会	吉田郁文	27.02.23
塙田かつみ後援会	米持武男	27.07.31
東英会	東山英機	27.04.30
豊岡賢二後援会	豊岡賢二	27.07.25

新潟県の将来を考える会	渡邊政信	27.04.27
西沢信勝と共にあゆむ会	小野塚邦夫	27.05.22
日本共産党宮崎たかし後援会	宮崎孝司	27.02.21
はしわ会	酒井千早代	27.04.15
長谷川政弘後援会	長谷川政弘	27.08.20
東山英機後援会	与口登美夫	27.04.30
広神田中眞紀子後援会	池田由栄門	27.05.31
ふそきまきこ後援会	西山雄吉	27.05.31
民主党秋葉区	小島晋	27.05.31
みんなの青空ネット	藤田普	27.01.31
谷井政経研究会	谷井靖夫	27.02.03
山田まさる後援会	山口博文	26.12.31
山田保一郎後援会	山田保一郎	27.06.01
横田卯一後援会	戸田文男	27.03.27
柳光会	渡辺輝雄	27.08.31
若月ひとし応援団	若月仁	27.11.19
鷲尾令子後援会	鷲尾令子	27.06.01

## (2) 収支報告書の要旨

## ア 政党の支部

(単位 円)

次世代の党長岡市議会第一支部

報告年月日 27.09.07

1 収入総額	0
2 支出総額	0

自由民主党政新潟県三条市第一支部

報告年月日 27.08.25

1 収入総額	287,200
前年繰越額	287,200
2 支出総額	0

生活の党と山本太郎となかまたち新潟県第5区総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名	森 裕子
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員

報告年月日 27.06.30

1 収入総額	54,590
前年繰越額	574
本年収入額	54,016
2 支出総額	54,590
3 本年収入の内訳	
寄附	54,000
政治団体分	54,000
その他の収入	16
1 件10万円未満のもの	16
4 支出の内訳	
経常経費	54,000
事務所費	54,000

政治活動費	590
寄附・交付金	590
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
生活の党と山本太郎となかまたち新潟県	54,000
参議院選挙区第1総支部	新潟市秋葉区

イ . その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(単位 円)

青木ちよこ後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	青木千代子
資金管理団体の届出に係る公職の種類	指定都市議会議員
報告年月日 27.06.01	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

新しい力！池田ちか子を県政におくる会

報告年月日 27.08.07

1 収入総額	659,746
前年繰越額	59,746
本年収入額	600,000
2 支出総額	629,395
3 本年収入の内訳	
寄附	600,000
個人分	600,000
4 支出の内訳	
経常経費	68,626
備品・消耗品費	9,636
事務所費	58,990
政治活動費	560,769
組織活動費	65,049
機関紙誌の発行その他の事業費	495,720
宣伝事業費	495,720
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
池田千賀子	600,000 柏崎市

石栗千秋後援会

報告年月日 27.02.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

内山五郎後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	内山 五郎
------------------	-------

資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議会議員
-------------------	-------

報告年月日 27.05.18

1 収入総額	1,145,480
前年繰越額	70,480
本年収入額	1,075,000
2 支出総額	1,145,480

## 3 本年収入の内訳

寄附	285,000
個人分	285,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	790,000
新年会	160,000
後援会総会	630,000

## 4 支出の内訳

経常経費	272,780
人件費	40,000
光熱水費	24,636
備品・消耗品費	21,956
事務所費	186,188
政治活動費	872,700
組織活動費	26,500
機関紙誌の発行その他の事業費	846,200
その他の事業費	846,200

## 5 寄附の内訳

## 〔個人分〕

内山五郎	250,000	新潟市秋葉区
年間5万円以下のもの	35,000	

## 大平美恵子後援会

報告年月日 27.07.06

1 収入総額	202,161
前年繰越額	202,161
2 支出総額	0

## 大渕秀夫後援会

報告年月日 27.01.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 片山康夫後援会

報告年月日 27.05.07

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 川上直栄後援会

報告年月日 27.03.30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 希望の持てるたがみ町を創造する会

報告年月日 27.03.30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 憲進会

資金管理団体の届出をした者の氏名 橋田 憲司  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 指定都市議会議員  
 報告年月日 27.04.24

1 収入総額	3,706
前年繰越額	3,706
2 支出総額	0

## 憲友会

報告年月日 27.04.24

1 収入総額	4,744
前年繰越額	4,744
2 支出総額	0

## 小林幸市後援会

報告年月日 27.06.04

1 収入総額	337,499
本年収入額	337,499
2 支出総額	337,499
3 本年収入の内訳	
寄附	337,499
個人分	287,499
政治団体分	50,000
4 支出の内訳	
経常経費	274,859
人件費	96,000
光熱水費	18,249
備品・消耗品費	34,187
事務所費	126,423
政治活動費	62,640
機関紙誌の発行その他の事業費	62,640
機関紙誌の発行事業費	62,640
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
小林ケイ子	287,499 長岡市
〔政治団体分〕	
年間5万円以下のもの	50,000

## さいとう伸一後援会

報告年月日 27.01.30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 佐野正三良後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	佐野正三良
資金管理団体の届出に係る公職の種類	市議会議員

報告年月日 27.06.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 菅原えみこ後援会

報告年月日 27.02.06

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## スミヤ隆行を盛り上げる会

報告年月日 27.07.31

1 収入総額	56,878
本年収入額	56,878
2 支出総額	56,878
3 本年収入の内訳	
寄附	56,878
個人分	56,878
4 支出の内訳	
政治活動費	56,878
機関紙誌の発行その他の事業費	56,878
宣伝事業費	56,878
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
角屋隆行	56,878 長岡市

## 靖和会

報告年月日 27.02.05

1 収入総額	560,621
前年繰越額	139,641
本年収入額	420,980
2 支出総額	560,621
3 本年収入の内訳	
寄附	165,980
個人分	165,173
政治団体分	807
機関紙誌の発行その他の事業による収入	255,000
靖和会役員・支部長懇親会	255,000
4 支出の内訳	
経常経費	277,121
備品・消耗品費	4,134
事務所費	272,987
政治活動費	283,500
組織活動費	24,300
機関紙誌の発行その他の事業費	259,200
その他の事業費	259,200
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
谷井靖夫	165,173 小千谷市
〔政治団体分〕	
年間5万円以下のもの	807

## 高野栄司後援会

報告年月日 27.03.24

1 収入総額	32,473
前年繰越額	32,470
本年収入額	3
2 支出総額	32,473
3 本年収入の内訳	
その他の収入	3
1件10万円未満のもの	3

## 4 支出の内訳

経常経費	32,473
備品・消耗品費	32,473

## 竹内えみこ後援会

報告年月日 27.03.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 塙田かつみ後援会

報告年月日 27.08.17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 東英会

資金管理団体の届出をした者の氏名	東山 英機
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議会議員
報告年月日	27.05.13

1 収入総額	5,402,552
前年繰越額	3,912,052
本年収入額	1,490,500
2 支出総額	5,402,552
3 本年収入の内訳	
寄附	1,490,000
個人分	1,490,000
その他の収入	500
1 件10万円未満のもの	500

4 支出の内訳	
政治活動費	5,402,552
組織活動費	201,374
寄附・交付金	5,201,178

5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
横田良英	140,000	柏崎市
土肥克知	60,000	柏崎市
小林正典	60,000	柏崎市
高橋義明	60,000	柏崎市
石塙孝	60,000	柏崎市
藤村範夫	60,000	柏崎市
元井秀哲	80,000	柏崎市
藤林功	60,000	柏崎市
年間5万円以下のもの	910,000	

## 豊岡賢二後援会

報告年月日 27.07.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 新潟県の将来を考える会

報告年月日 27.04.30

1 収入総額	0
--------	---

2 支出総額	0
--------	---

西沢信勝と共にあゆむ会

報告年月日 27.06.03

1 収入総額	1,092,999
前年繰越額	1,092,999
2 支出総額	0

日本共産党宮崎たかし後援会

報告年月日 27.02.23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

はしづ会

報告年月日 27.04.24

1 収入総額	6,910
前年繰越額	6,910
2 支出総額	0

長谷川政弘後援会

報告年月日 27.09.08

1 収入総額	0
2 支出総額	0

東山英機後援会

報告年月日 27.05.13

1 収入総額	7,924,429
前年繰越額	2,723,061
本年収入額	5,201,368
2 支出総額	4,333,232
3 本年収入の内訳	
寄附	5,201,178
政治団体分	5,201,178
その他の収入	190
1件10万円未満のもの	190
4 支出の内訳	
経常経費	1,821,829
人件費	895,860
光熱水費	40,178
備品・消耗品費	614,443
事務所費	271,348
政治活動費	2,511,403
組織活動費	1,130,074
機関紙誌の発行その他の事業費	1,339,061
機関紙誌の発行事業費	1,195,677
宣伝事業費	143,384
調査研究費	42,268
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
東英会	5,201,178 柏崎市

## 広神田中眞紀子後援会

報告年月日 27.06.11

1 収入総額	50,016
前年繰越額	50,016
2 支出総額	0

## ふそきまきこ後援会

報告年月日 27.06.11

1 収入総額	130,854
前年繰越額	130,854
2 支出総額	0

## 民主党秋葉区

報告年月日 27.06.08

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## みんなの青空ネット

報告年月日 27.02.05

1 収入総額	258,509
前年繰越額	248,509
本年収入額	10,000
2 支出総額	258,509
3 本年収入の内訳	
寄附	10,000
個人分	10,000
4 支出の内訳	
経常経費	23,549
光熱水費	83
備品・消耗品費	8,858
事務所費	14,608
政治活動費	234,960
寄附・交付金	234,960
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	10,000

## 谷井政経研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名

谷井 靖夫

資金管理団体の届出に係る公職の種類

市 長

報告年月日 27.02.05

1 収入総額	807
前年繰越額	807
2 支出総額	807
3 支出の内訳	
政治活動費	807
寄附・交付金	807

## 山田まさる後援会

報告年月日 27.10.07

1 収入総額	0
--------	---

2 支出総額	0
--------	---

## 山田保一郎後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	山田保一郎
資金管理団体の届出に係る公職の種類	市議会議員
報告年月日	27.06.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 横田卯一後援会

報告年月日 27.03.27

1 収入総額	16,118
前年繰越額	16,117
本年収入額	1
2 支出総額	0
3 本年収入の内訳	
その他の収入	1
1 件10万円未満のもの	1

## 柳光会

報告年月日 27.09.10

1 収入総額	28,992
前年繰越額	28,992
2 支出総額	0

## 若月ひとし応援団

資金管理団体の届出をした者の氏名	若月 仁
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議会議員
報告年月日	27.11.20

1 収入総額	1,706,741
前年繰越額	343,109
本年収入額	1,363,632
2 支出総額	1,706,741
3 本年収入の内訳	
寄附	1,363,632
個人分	1,363,632
4 支出の内訳	
経常経費	907,481
人件費	49,000
光熱水費	142,584
備品・消耗品費	72,756
事務所費	643,141
政治活動費	799,260
組織活動費	338,143
選挙関係費	50,004
機関紙誌の発行その他の事業費	408,403
機関紙誌の発行事業費	18,360
宣伝事業費	390,043
その他の経費	2,710
5 寄附の内訳	
[個人分]	

若月仁	1, 108, 632	南魚沼市
年間5万円以下のもの	255, 000	

鷲尾令子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	鷲尾 令子
資金管理団体の届出に係る公職の種類	指定都市議会議員

報告年月日 27. 06. 01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成27年12月25日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 長津 光三郎

平成25年分 (単位 円)

[その他の政治団体]

山田まさる後援会

報告年月日 27. 10. 07

1 収入総額	0
2 支出総額	0

平成26年分 (単位 円)

[その他の政治団体]

新潟市医師連盟

報告年月日 27. 11. 20

1 収入総額	22, 928, 504
前年繰越額	20, 438, 048
本年収入額	2, 490, 456
2 支出総額	3, 573, 814
3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費 (382人)	763, 000
寄附	1, 724, 000
政治団体分	1, 724, 000
その他の収入	3, 456
1件10万円未満のもの	3, 456
4 支出の内訳	
経常経費	106, 272
事務所費	106, 272
政治活動費	3, 467, 542
組織活動費	1, 867, 542
寄附・交付金	1, 600, 000
5 寄附の内訳	
[政治団体分]	
新潟県医師連盟	1, 724, 000 新潟市中央区

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年12月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

資金管理団体	資金管理団体の の届出をした 者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
--------	---------------------------	------	---	---	-------

村山秀幸	村山秀幸政経事 務所	主たる事務所 の所在地	新潟県上越市新光 町2丁目3番8号 オフィスU.S.H.I K.I.202号室	新潟県上越市土橋 1021-4	27.10.27
------	---------------	----------------	--	--------------------	----------

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年12月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	資金管理団体で なくなつた年月日
----------------------	-------------------	---------------------

青木千代子	青木ちよこ後援会	27.06.01
内山五郎	内山五郎後援会	27.04.30
橋田憲司	憲進会	27.04.15
佐野正三良	佐野正三良後援会	27.06.01
東山英機	東英会	27.04.30
谷井靖夫	谷井政経研究会	27.02.03
山田保一郎	山田保一郎後援会	27.06.01
若月仁	若月ひとし応援団	27.11.19
鷺尾令子	鷺尾令子後援会	27.06.01

人事委員会規則

新潟県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻 克恕

**新潟県人事委員会規則第2-109号**

新潟県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年新潟県人事委員会規則第2-89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(電子情報処理組織による申請等)	(電子情報処理組織による申請等)
<b>第4条</b> (略)	<b>第4条</b> (略)
2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。	2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u> （平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する <u>署名用電子証明書</u>	(2) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u> （平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する <u>電子証明書</u>
(3) (略)	(3) (略)
3～6 (略)	3～6 (略)
7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるとときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。	7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるとときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる <u>署名用電子証明書</u> を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項	(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる <u>電子証明書</u> を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項
(3) (略)	(3) (略)

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**監査委員告示**

**◎新潟県監査委員告示第2号**

新潟県監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年4月新潟県監査委員告示第3号）の一部を次のように改正し、平成28年1月1日から実施する。

平成27年12月25日

新潟県代表監査委員 野上 信子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、監査委員が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u>(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する<u>署名用電子証明書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 監査委員は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる<u>署名用電子証明書</u>を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、監査委員が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u>(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する<u>電子証明書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 監査委員は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる<u>電子証明書</u>を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3) (略)</p>

### 教育委員会規則

新潟県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

新潟県教育委員会

委員長 外山迪子

**新潟県教育委員会規則第12号**

新潟県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年新潟県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(電子情報処理組織による申請等)	(電子情報処理組織による申請等)
<b>第4条</b> (略)	<b>第4条</b> (略)
2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、教育委員会が定める申請等については、この限りでない。	2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、教育委員会が定める申請等については、この限りでない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u> (平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する <u>署名用電子証明書</u>	(2) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u> (平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する <u>電子証明書</u>
(3) (略)	(3) (略)
3～6 (略)	3～6 (略)
7 教育委員会等は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。	7 教育委員会等は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる <u>署名用電子証明書</u> を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めるものに記載された事項	(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる <u>電子証明書</u> を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めるものに記載された事項
(3) (略)	(3) (略)

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**労働委員会規則**

新潟県労働委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

新潟県労働委員会

会長 児玉 武雄

**新潟県労働委員会規則第1号**

新潟県労働委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

新潟県労働委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年新潟県労働委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(電子情報処理組織による申請等)	(電子情報処理組織による申請等)
<b>第4条</b> (略)	<b>第4条</b> (略)
2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。	2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u> （平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する <u>署名用電子証明書</u>	(2) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u> （平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する <u>電子証明書</u>
(3) (略)	(3) (略)
3～6 (略)	3～6 (略)
7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。	7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる <u>署名用電子証明書</u> を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項	(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる <u>電子証明書</u> を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項
(3) (略)	(3) (略)

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**新潟海区漁業調整委員会告示**

**◎新潟海区漁業調整委員会告示第1号**

新潟海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年9月新潟海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を改正し、平成28年1月1日から実施する。

平成27年12月25日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島 英雄

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p><b>第4条</b> （略）</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書</p> <p>(3) （略）</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるとときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3) （略）</p>	<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p><b>第4条</b> （略）</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書</p> <p>(3) （略）</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるとときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3) （略）</p>

### 附 則

この規程は、平成17年9月30日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

## 佐渡海区漁業調整委員会指示

### ◎佐渡海区漁業調整委員会指示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、佐渡海区におけるかご漁業について、水産資源の繁殖保護並びに沿岸漁業の調整を図るため、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は平成28年1月1日から平成28年12月31日までとする。

平成27年12月25日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎 真澄

かご漁業は、共同漁業権漁場内において営む場合及び新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第7条第8号の許可を受けて営む場合を除き営んではならない。

## 佐渡海区漁業調整委員会告示

## ◎佐渡海区漁業調整委員会告示第1号

佐渡海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年12月佐渡海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を改正し、平成28年1月1日から実施する。

平成27年12月25日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎 真澄

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p><b>第4条</b> （略）</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書</p> <p>(3) （略）</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるとときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3) （略）</p>	<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p><b>第4条</b> （略）</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書</p> <p>(3) （略）</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるとときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3) （略）</p>

## 附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

## 内水面漁場管理委員会告示

## ◎新潟県内水面漁場管理委員会告示第1号

新潟県内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年8月新潟県内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を改正し、平成28年1月1日から実施する。

平成27年12月25日

新潟県内水面漁場管理委員会 会長 永井 泉

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正

後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u> (平成14年法律第153号) 第3条第1項に規定する<u>署名用電子証明書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p>7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるとときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる<u>署名用電子証明書</u>を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u> (平成14年法律第153号) 第3条第1項に規定する<u>電子証明書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p>7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるとときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる<u>電子証明書</u>を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項</p> <p>(3) (略)</p>

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

#### 内水面漁場管理委員会公告

##### 第五種共同漁業権に基づく平成28年目標増殖量について(公告)

第五種共同漁業権に基づく平成28年目標増殖量を次のとおり定めた。

平成27年12月25日

新潟県内水面漁場管理委員会 会長 永井 泉

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第1号	大川漁業協同組合	あ ゆ う ぐ い い わ な や ま め もくずがに	放 流 産卵場造成 放 流 放 流 放 流	270kg 90m <sup>2</sup> 3,400尾 3,400尾 20kg	大川
内共第2号	大川漁業協同組合	あ ゆ う ぐ い い わ な や ま め	放 流 産卵場造成 放 流 放 流	170kg 90m <sup>2</sup> 2,600尾 2,600尾	勝木川

内共第3号	三面川鮭産漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ な う ぐ い い わ な や ま め さくらます わかさぎ	放 放 放 産卵場造成 放 放 放 人工ふ化放流	流 流 流 140m <sup>2</sup> 流 流 流	2,220kg 90kg 90kg 140m <sup>2</sup> 46,100尾 46,100尾 737,600尾 9,220千粒	三面川
内共第4号	荒川漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ な う ぐ い う な ぎ か じ か か じ か い わ な や ま め さくらます もくずがに	放 放 放 放 産卵場造成 放 放 放 放	流 流 流 流 産卵場造成 流 流 流	1,520kg 280kg 140kg 130m <sup>2</sup> 20kg 170m <sup>2</sup> 42,200尾 8,400尾 13,100尾 390,300尾 90kg	荒川
内共第5号	胎内川漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ な う ぐ い か じ か か じ か に じ ま す い わ な や ま め さくらます	放 放 放 放 産卵場造成 放 放 放 放	流 流 流 流 産卵場造成 流 流 流	160kg 30kg 10kg 70m <sup>2</sup> 70m <sup>2</sup> 2,100尾 110kg 15,000尾 22,600尾 100,000尾	胎内川
内共第6号	加治川漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ な う ぐ い い わ な や ま め さくらます	放 放 放 放 産卵場造成 放 放 放	流 流 流 流 産卵場造成 流 流	600kg 160kg 170kg 100m <sup>2</sup> 10,000尾 15,000尾 241,400尾	加治川
内共第7号	福島潟新井郷川漁業協同組合	こ い ふ な	放 放	流 流	— 270kg	福島潟ほか コイヘルペスウ イルス病発生水 域のため、コイ の種苗放流を実 施しないこと。
内共第8号	東蒲原郡漁業協同組合 松浜内水面漁業協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ な う ぐ い に じ ま す い わ な や ま め か じ か	放 放 放 産卵場造成 放 放 放 放	流 流 流 流 産卵場造成 流 流	1,180kg — 350kg 20m <sup>2</sup> 280kg 22,300尾 24,300尾 4,300尾	阿賀野川 コイヘルペスウ イルス病発生水 域のため、コイ の種苗放流を実 施しないこと。

		もくづがに	放	流	90kg	
内共第9号	鳥屋野潟漁業協同組合	こ い ふ な	放 放	流 流	一 70kg	鳥屋野潟 コイヘルペスウ イルス病発生水 域のため、コイ の種苗放流を実 施しないこと。
内共第10号	赤塚漁業協同組合	こ い ふ な	放 放	流 流	10kg 10kg	御手洗潟
内共第11号	赤塚漁業協同組合	こ い ふ な う な ぎ	放 放 放	流 流 流	130kg 100kg 10kg	佐潟ほか
内共第12号	魚沼漁業協同組合 ほか5漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ な う ぐ い う ぐ い う な ぎ か じ か か じ か に じ ま す い わ な や ま め もくづがに	放 放 放 産卵場造成 人工ふ化放流 放 産卵場造成 放 放 放 放	流 流 流 560m <sup>2</sup> 210千粒 170kg 30m <sup>2</sup> 79,790尾 240kg 223,000尾 186,900尾 80kg	7,460kg 3,240kg 2,630kg 210千粒 170kg 30m <sup>2</sup> 79,790尾 240kg 223,000尾 186,900尾 80kg	信濃川ほか
内共第13号	魚沼漁業協同組合	こ い ふ な う ぐ い わかさぎ に じ ま す い わ な や ま め	放 放 産卵場造成 人工ふ化放流 放 放 放	流 流 40m <sup>2</sup> 13,200千粒 770kg 19,500尾 23,100尾	110kg 80kg 40m <sup>2</sup> 13,200千粒 770kg 19,500尾 23,100尾	北ノ又川 恋ノ岐沢
内共第14号	魚沼漁業協同組合 ほか2漁業協同組合	こ い ふ な う ぐ い わかさぎ い わ な や ま め	放 放 産卵場造成 人工ふ化放流 放 放	流 流 40m <sup>2</sup> 1,463千粒 84,500尾 61,500尾	360kg 80kg 40m <sup>2</sup> 1,463千粒 84,500尾 61,500尾	只見川
内共第15号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ な う ぐ い	放 放 放 産卵場造成	流 流 流 20m <sup>2</sup>	20kg 10kg 10kg 20m <sup>2</sup>	鰐石川
内共第16号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ な う ぐ い い わ な や ま め	放 放 放 産卵場造成 放 放	流 流 流 20m <sup>2</sup> 流 流	70kg 10kg 10kg 20m <sup>2</sup> 1,600尾 2,500尾	鶴川
内共第17号	関川水系漁業協同組合	あ ゆ こ い ふ	放 放 放	流 流 流	320kg 40kg 40kg	関川

		う ぐ い に じ ま す い わ な や ま め	産卵場造成 放 流 放 流 放 流	30m <sup>2</sup> 140kg 3,000尾 3,000尾	
内共第18号	関川水系漁業協同組合 ほか1漁業協同組合	う ぐ い に じ ま す い わ な や ま め	産卵場造成 放 流 放 流 放 流	30m <sup>2</sup> 30kg 3,000尾 1,000尾	関川上流 (県境部)
内共第19号	桑取川漁業協同組合	あ ゆ う ぐ い か じ か	放 流 産卵場造成 放 流	70kg 50m <sup>2</sup> 1,000尾	桑取川
内共第20号	能生内水面漁業協同組合	あ ゆ う ぐ い か じ か い わ な や ま め	放 流 産卵場造成 放 流 放 流 放 流	110kg 120m <sup>2</sup> 4,100尾 10,600尾 10,600尾	能生川
内共第21号	糸魚川内水面漁業協同組合	あ ゆ う ぐ い か じ か に じ ま す い わ な や ま め	放 流 産卵場造成 放 流 放 流 放 流 放 流	290kg 140m <sup>2</sup> 2,700尾 140kg 13,500尾 13,500尾	早川
内共第22号	糸魚川内水面漁業協同組合	あ ゆ う ぐ い か じ か に じ ま す い わ な や ま め	放 流 産卵場造成 放 流 放 流 放 流 放 流	290kg 140m <sup>2</sup> 2,700尾 140kg 13,500尾 13,500尾	海川
内共第23号	糸魚川内水面漁業協同組合	あ ゆ う ぐ い か じ か に じ ま す い わ な や ま め	放 流 産卵場造成 放 流 放 流 放 流 放 流	540kg 180m <sup>2</sup> 2,700尾 140kg 27,000尾 23,400尾	姫川
内共第24号	国府川漁業協同組合	あ ゆ う ぐ い い わ な や ま め	放 流 産卵場造成 放 流 放 流	180kg 40m <sup>2</sup> 17,800尾 17,800尾	国府川
内共第25号	羽茂川内水面漁業協同組合	あ ゆ う ぐ い い わ な や ま め	放 流 産卵場造成 放 流 放 流	120kg 30m <sup>2</sup> 4,900尾 8,100尾	羽茂川
合計		あ ゆ こ い ふ な う ぐ い う ぐ い う な ぎ わ か さ ぎ か じ か	放 流 放 流 放 流 産卵場造成 人工ふ化放流 放 流 人工ふ化放流 産卵場造成	15,590kg 4,470kg 4,060kg 2,080m <sup>2</sup> 210千粒 200kg 23,883千粒 270m <sup>2</sup>	

かじか	放	流	141,590尾
にじます	放	流	1,990kg
いわな	放	流	529,700尾
やまめ	放	流	492,000尾
さくらます	放	流	1,469,300尾
もくづがに	放	流	280kg

## 内共第12号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第12号	信濃川漁業協同組合	こい ふな もくづがに	放 放 放	810kg 440kg 80kg	信濃川
	加茂川漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい いわな やまめ かじか かじか	放 放 放 産卵場造成 放 放 産卵場造成 放	170kg 100kg 320kg 190m <sup>2</sup> 2,200尾 3,100尾 30m <sup>2</sup> 190尾	加茂川
	五十嵐川漁業協同組合	あゆ こい うぐい かじか いわな やまめ	放 放 人工ふ化放流 放 放 放	190kg 10kg 170千粒 900尾 1,000尾 1,900尾	五十嵐川
	刈谷田川漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい にじます いわな やまめ	放 放 放 産卵場造成 放 放 放	10kg 50kg 10kg 50m <sup>2</sup> 30kg 9,000尾 4,500尾	刈谷田川
	魚沼漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい うなぎ かじか にじます いわな やまめ	放 放 放 産卵場造成 放 放 放 放	6,870kg 2,200kg 1,800kg 310m <sup>2</sup> 160kg 74,400尾 130kg 190,200尾 148,500尾	魚野川
	中魚沼漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい うぐい うなぎ かじか にじます	放 放 放 産卵場造成 人工ふ化放流 放 放	220kg 70kg 60kg 10m <sup>2</sup> 40千粒 10kg 4,300尾 80kg	清津川

	い わ な や ま め	放 放	流 流	20,600尾 28,900尾	
計	あ ゆ	放	流	7,460kg	
	こ い	放	流	3,240kg	
	ふ な	放	流	2,630kg	
	う ぐ い	産卵場造成		560m <sup>2</sup>	
	う ぐ い	人工ふ化放流		210千粒	
	う な ぎ	放	流	170kg	
	か じ か	産卵場造成		30m <sup>2</sup>	
	か じ か	放	流	79,790尾	
	に じ ま す	放	流	240kg	
	い わ な	放	流	223,000尾	
	や ま め	放	流	186,900尾	
	もくずがに	放	流	80kg	

## 内共第14号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第14号	魚沼漁業協同組合	こ い	放 流	110kg	只見川
		ふ な	放 流	80kg	
		う ぐ い	産卵場造成	40m <sup>2</sup>	
		わかさぎ	人工ふ化放流	1,463千粒	
		い わ な	放 流	19,500尾	
		や ま め	放 流	19,500尾	
	檜枝岐村漁業協同組合	い わ な	放 流	65,000尾	只見川
		や ま め	放 流	42,000尾	
計	伊北地区非出資漁業協同組合	こ い	放 流	250kg	只見川
		こ い	放 流	360kg	
		ふ な	放 流	80kg	
		う ぐ い	産卵場造成	40m <sup>2</sup>	
		わかさぎ	人工ふ化放流	1,463千粒	
		い わ な	放 流	84,500尾	
		や ま め	放 流	61,500尾	

## 公安委員会規則

## 新潟県公安委員会規則第16号

新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月25日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 島 義

新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年新潟県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p><b>別記様式第1号（第2条関係）</b> 個人情報取扱事務登録簿 (略) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>個人情報の記録項目</td> <td>基本的事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>□個人番号 □識別番号・記号（個人番号を除く。） □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □</td> <td>□識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	個人情報の記録項目	基本的事項	(略)	□個人番号 □識別番号・記号（個人番号を除く。） □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □	□識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □	(略)	<p><b>別記様式第1号（第2条関係）</b> 個人情報取扱事務登録簿 (略) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>個人情報の記録項目</td> <td>基本的事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>□個人番号 □識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □</td> <td>□識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	個人情報の記録項目	基本的事項	(略)	□個人番号 □識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □	□識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □	(略)
個人情報の記録項目	基本的事項	(略)											
□個人番号 □識別番号・記号（個人番号を除く。） □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □	□識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □	(略)											
個人情報の記録項目	基本的事項	(略)											
□個人番号 □識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □	□識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □	(略)											

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会告示

## ◎新潟県公安委員会告示第141号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条の規定により、平成28年中の技能検定員審査を次のとおり行う。

平成27年12月25日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 島 義

## 1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査期日	申請期間
技能検定員審査（普通）	第1回	4月11日（月）から4月15日（金）までの5日間 (午前9時から午後5時まで)	3月3日（木）から3月16日（水）までの間
技能検定員審査（大型二種）		11月14日（月）から11月18日（金）までの5日間 (午前9時から午後5時まで)	9月8日（木）から9月21日（水）までの間
技能検定員審査（中型二種）	第2回	5月23日（月）から5月27日（金）までの5日間	3月31日（木）から4月13日（水）までの間
技能検定員審査（普通二種）			
技能検定員審査（大型）	第1回		
技能検定員審査（中型）			

技能検定員審査（大特）		(午前9時から午後5時まで)	
技能検定員審査（大自二）		10月3日（月）から10月7日（金）	7月21日（木）から8月3日（水）までの間
技能検定員審査（普自二）	第2回	までの5日間	
技能検定員審査（牽引）		(午前9時から午後5時まで)	

## 2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1

新潟県警察本部交通部運転免許センター

## 3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（技能検定員審査（大型二種）を受審する場合は大型二種免許、技能検定員審査（中型二種）を受審する場合は大型二種免許又は中型二種免許、技能検定員審査（普通二種）を受審する場合は大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第2号口からホまでのいずれにも該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者であること（技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

## 4 審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者は、免除細目以外の細目）について行う。

- (1) 技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）
  - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）
  - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）
  - ウ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項（論文）
  - エ 自動車教習所に関する法令についての知識（論文）
  - オ 技能検定の実施に関する知識（論文）
  - カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）
- (2) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
  - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）
  - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）
  - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識（論文）
  - エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）

## 5 審査の申請手続

技能検定員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者は、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する者は、対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の写し

## 6 審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

## 7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係

電話番号 025-256-1212 内線 258

## ◎新潟県公安委員会告示第142号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条の規定により、平成28年中の教習指導員審査を次のとおり行う。

平成27年12月25日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 島 義

## 1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査期日	申請期間
教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	第1回	2月29日（月）から3月4日（金）までの5日間 (午前9時から午後5時まで)	1月21日（木）から2月3日（水）までの間
	第2回	6月27日（月）から7月1日（金）までの5日間 (午前9時から午後5時まで)	4月28日（木）から5月11日（水）までの間
	第3回	10月24日（月）から10月28日（金）までの5日間 (午前9時から午後5時まで)	8月25日（木）から9月7日（水）までの間
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽引）	第1回	5月16日（月）から5月20日（金）までの5日間 (午前9時から午後5時まで)	3月31日（木）から4月13日（水）までの間
	第2回	9月26日（月）から9月30日（金）までの5日間 (午前9時から午後5時まで)	7月21日（木）から8月3日（水）までの間

## 2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1  
新潟県警察本部交通部運転免許センター

## 3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（教習指導員審査（大型二種）を受審する場合は大型二種免許、教習指導員審査（中型二種）を受審する場合は大型二種免許又は中型二種免許、教習指導員審査（普通二種）を受審する場合は大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第2号ロ及びハに該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者であること（教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

## 4 審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者は、免除細目以外の細目）について行う。

- (1) 教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）
  - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）
  - イ 技能教習に必要な教習の技能（面接）
  - ウ 学科教習に必要な教習の技能（面接）
  - エ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識（論文）
  - オ 自動車教習所に関する法令についての知識（論文）
  - カ 教習指導員として必要な教育についての知識（論文）
- (2) 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）
  - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）
  - イ 技能教習に必要な教習の技能（実技）
  - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識（論文）

## 5 審査の申請手続

教習指導員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し

- (2) 審査細目の一部を免除される者は、当該審査細目一部を免除される者であることを証する書面  
 (3) 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する者は、対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の写し

## 6 審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

## 7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係

電話番号 025-256-1212 内線 258

## 警察本部告示

## ◎新潟県警察本部告示第70号

新潟県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成18年新潟県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月25日

新潟県警察本部長 和田 昭夫

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																		
<p><b>別記様式第1号（第2条関係）</b>            個人情報取扱事務登録簿</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>個人情報の記録項目</td> <td>基本的事項</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>□個人番号 □識別番号・記号（個人番号を除く。） □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □</td> <td>□個人番号 □識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>（略）</p>	個人情報の記録項目	基本的事項	（略）	□個人番号 □識別番号・記号（個人番号を除く。） □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □	□個人番号 □識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □	（略）	（略）	（略）	（略）	<p><b>別記様式第1号（第2条関係）</b>            個人情報取扱事務登録簿</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>個人情報の記録項目</td> <td>基本的事項</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>□識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □</td> <td>□個人番号 □識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	個人情報の記録項目	基本的事項	（略）	□識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □	□個人番号 □識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □	（略）	（略）	（略）	（略）
個人情報の記録項目	基本的事項	（略）																	
□個人番号 □識別番号・記号（個人番号を除く。） □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □	□個人番号 □識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □	（略）																	
（略）	（略）	（略）																	
個人情報の記録項目	基本的事項	（略）																	
□識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □	□個人番号 □識別番号・記号 □氏名 □性別 □年齢・生年月日 □住所・電話番号 □本籍・国籍 □ □	（略）																	
（略）	（略）	（略）																	

## 正 誤

平成27年12月15日付け新潟県告示第1518号（都市計画事業の認可）中

ページ	行	誤	正
6	29	4 事業地 (1) 収用の部分 新潟市中央区花園1丁目地内 (2) 使用の部分 なし	4 事業地 (1) 収用の部分 新潟市中央区花園1丁目地内 (2) 使用の部分 なし

			5 収用の手続きを保留する事業地 新潟市中央区花園1丁目地内
--	--	--	-----------------------------------